

平成23年度 高松市事業仕分け

日 時 平成23年 7月31日(日)
9:30~17:00 (受付9:00~)

会 場 高松市役所 (高松市番町一丁目8番15号)
13階 大会議室 (受付・会場)

高 松 市

目 次

○ 会場案内	-----	1
○ 傍聴される皆様へ	-----	2
○ 事業仕分けスケジュール	-----	3
○ 仕分け人	-----	4
○ 仕分け会場の配置	-----	5
○ 事業仕分けの概要	-----	6
○ 事業仕分け作業の流れと仕分け区分	-----	7
○ 事業仕分け対象事業の説明資料	-----	8
(1) 公金収納関連情報サービス業務委託事業	-----	8
(2) 平和公園墓園管理事業	-----	12
(3) 母子家庭児等福祉金支給事業	-----	16
(4) 公衆便所管理事業	-----	20
(5) 松くい虫防除事業	-----	24
(6) レンタサイクル事業	-----	28
(7) 消防水利整備事業	-----	32
(8) 高松市民病院医事業務委託事業	-----	36
(9) 上下水道局広報紙「みんなの水」発行事業	-----	40
(10) 学校施設緑化事業	-----	44
○ 「構想日本」からの提供資料	-----	48
○ メモ欄	-----	52
○ 高松市役所周辺案内図	-----	53

会場案内 (トイレのご利用は、13階、1階でお願いします)

13階平面図

海(北)側



公園(南)側

1階平面図

海(北)側



公園(南)側

傍聴される皆様へ

本日は、お越しいただきありがとうございます。

注 意 事 項

- ・ 傍聴はお静かにお願いします。会場の入退場、傍聴席での座席の移動は自由ですが、事業仕分け作業中は、できるだけ控えてください。
- ・ 事業仕分け作業中に、傍聴の皆様からのご意見等を受け付けることはできません。また、発言や拍手などにより、公然と意見を表明することはご遠慮ください。
(お配りしているアンケートで、傍聴の皆様のご意見をお伺いすることとしていますので、ご了承ください)
- ・ 会場内では、飲食や喫煙はご遠慮ください。
(喫煙は、1階の喫煙室でお願いします)
- ・ トイレのご利用は、13階、1階でお願いします。
- ・ 携帯電話は、マナーモードにするか、電源をお切りください。
- ・ メモ・写真撮影は構いませんが、事業仕分け作業の妨げとにならないようお願いします。
ビデオ撮影については、受付で許可を受け、指定された場所で行ってください。
- ・ その他、会場の秩序を乱し、または、事業仕分け作業の支障となるような行為をしないでください。注意事項を守らない方は、ご退場いただくことがあります。

※ 事業仕分け結果が、本市の最終判断ではありませんのでご留意ください。

仕分けでの議論や仕分け結果は、今後の事務事業の見直しの際の参考とするものです。

事業仕分けスケジュール

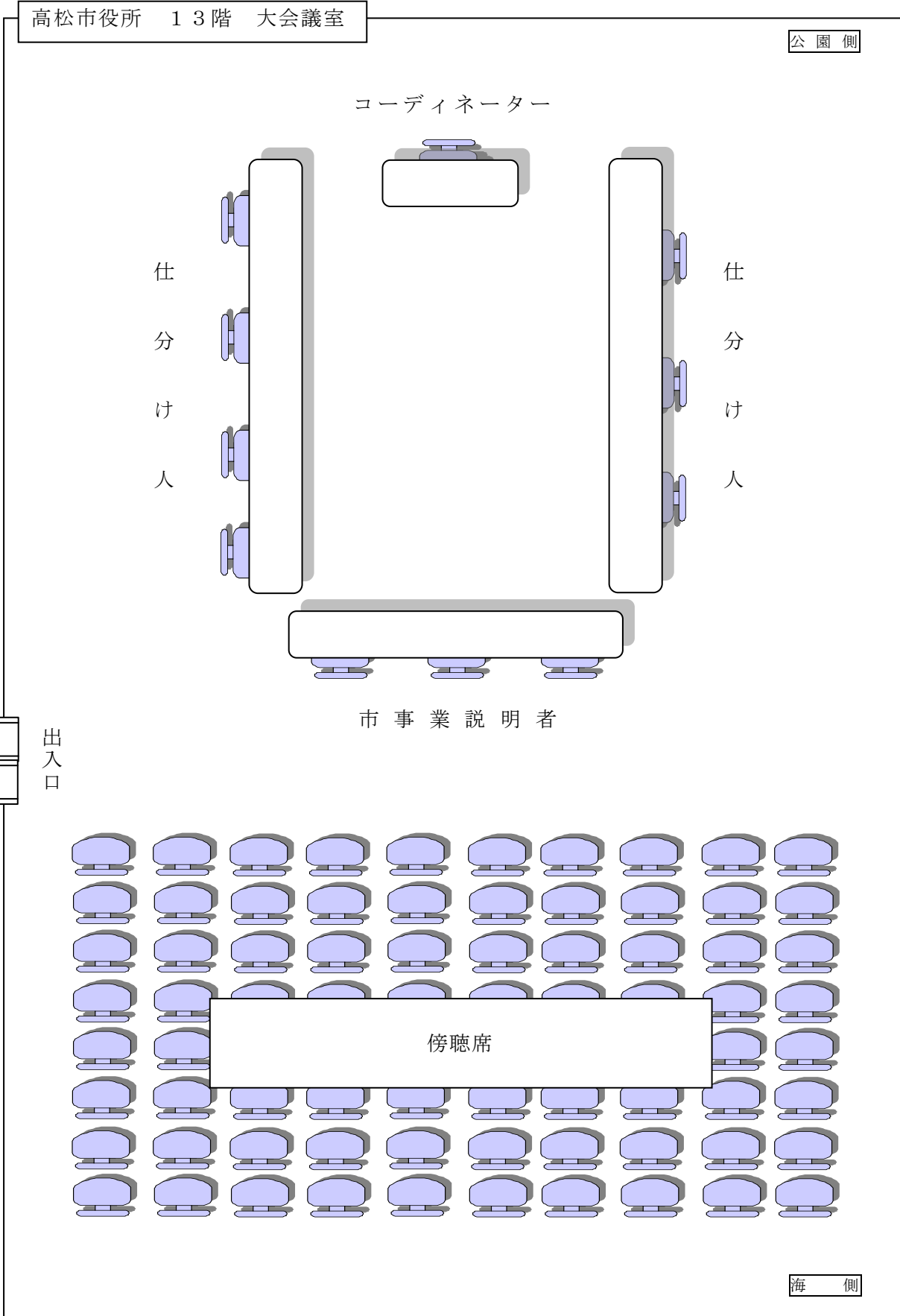
予定時間	事業 No.	事業名等	担当部局
9:00 ~	—	受付開始 高松市役所 1 3 階大会議室	—
9:30 ~ 9:55	—	開会 市長あいさつ 概要説明	—
10:00 ~ 10:30	1	公金収納関連情報サービス業務委託事業	総務部
10:35 ~ 11:05	2	平和公園墓園管理事業	市民政策部
11:10 ~ 11:40	3	母子家庭児等福祉金支給事業	健康福祉部
11:45 ~ 12:15	4	公衆便所管理事業	環境部
12:15 ~ 13:00	—	昼食休憩	
13:00 ~ 13:30	5	松くい虫防除事業	産業経済部
13:35 ~ 14:05	6	レンタサイクル事業	都市整備部
14:10 ~ 14:40	7	消防水利整備事業	消防局
14:40 ~ 14:50	—	休憩	
14:50 ~ 15:20	8	高松市民病院医事業務委託事業	病院局
15:25 ~ 15:55	9	上下水道局広報紙「みんなの水」発行事業	上下水道局
16:00 ~ 16:30	10	学校施設緑化事業	教育部
16:30 ~ 16:40	—	休憩	—
16:40 ~ 17:00	—	仕分け結果発表 講評 閉会	—

※ 仕分け作業の進捗により、時間が前後することがあります。

仕 分 け 人

役割分担		氏 名	所 属 等
コーディネーター	全事業	荒井 英明	厚木市 こども未来部こども育成課 課長
構 想 日 本 人 仕 分 け 人	全事業	上田 裕子	京都新聞社 記者
		田井 義人	摂南大学 経済学部 准教授
		藤城 眞	前 内閣府行政刷新会議 事務局 参事官
		水上 貴央	弁護士
		吉武 智子	宇部市 総合政策部政策推進課
高 松 市 市 民 評 価 者 (高松市行財政改革 推進委員会委員)	事業No. 3, 4	生嶋 暹	市民公募委員
	事業No. 9, 10	石田 雄士	高松市コミュニティ協議会連合会 事務局長
	事業No. 7, 8	牛島 授公	香川大学大学院 地域マネジメント研究科 教授
	事業No. 1, 2	小野 美津子	高松市婦人団体連絡協議会 副会長
	事業No. 9, 10	葛西 優子	高松市PTA連絡協議会 副会長
	事業No. 1, 2 5, 6	木村 大三郎	香川経済同友会 特別幹事
	事業No. 3, 4	後藤 英之	公認会計士
	事業No. 5, 6	村川 幸恵	市民公募委員
事業No. 7, 8	吉井 幸子	社会保険労務士・行政書士	

仕 分 け 会 場 の 配 置



事業仕分けの概要

市民サービスの質の向上や業務のより一層の効率化に向け、事務事業の見直しを積極的に行っていくため、公開の場において、客観的な視点から、見直しの方向性について議論する「事業仕分け」を、今年度も実施します。

事業仕分けの成果を踏まえ、その考え方や手法を参考に、本市が担うべき役割の明確化や、事業の廃止・改善による経費削減、事業内容の向上など、一層の行財政改革に、鋭意、取り組むとともに、職員の意識改革や、市政の情報公開の徹底、市民への説明責任の全うなどを一層推進します。

<仕分け対象事業>

全事務事業のうち、市が500万円以上支出している委託事業や、1,000万円以上の大規模事業から10事業を選定しました。

<実施方法>

自治体の事業仕分けに実績とノウハウを有する「※¹ 構想日本」の協力を得て、実施します。

(1) 仕分け人等の構成

※² コーディネーター1名、仕分け人5名（構想日本が選出した者）

※³ 高松市民評価者9名（高松市行財政改革推進委員会委員）

(2) 仕分け作業

1事業当たりの所要時間を30分程度として、次の手順で仕分けを行います。

- ① 本市事業担当者による事業概要説明（5分程度）
- ② 仕分け人による質疑応答・議論（20分程度）
- ③ 仕分け人による仕分け判定とコメント（5分程度）

(3) 仕分け区分

次のA～Eの5区分で仕分けを行います。

- A 不要、B 再検討、C 国・県・広域実施、
D 市実施（要改善）、E 市実施（現行どおり）

(4) 仕分け結果

仕分け人の最多数を占めた区分を、仕分け結果とします。

ただし、最多数が同数の場合は、コーディネーターが判定を決定します。

※ 事業仕分けの結果が、本市の最終判断ではありませんのでご注意ください。

仕分け過程での議論や仕分け結果は、今後の事務事業の見直しの参考とするものです。

※¹ 「構想日本」：非営利団体（NPO）の政策シンクタンク（代表：加藤秀樹氏）

行財政改革などについて、これまでに様々な提案を行うとともに、提案した政策の実現に向けた実践活動に取り組んでいる。

構想日本のホームページ <http://www.kosonippon.org/about/index.php>

構想日本の事業仕分け <http://www.kosonippon.org/shiwake/>

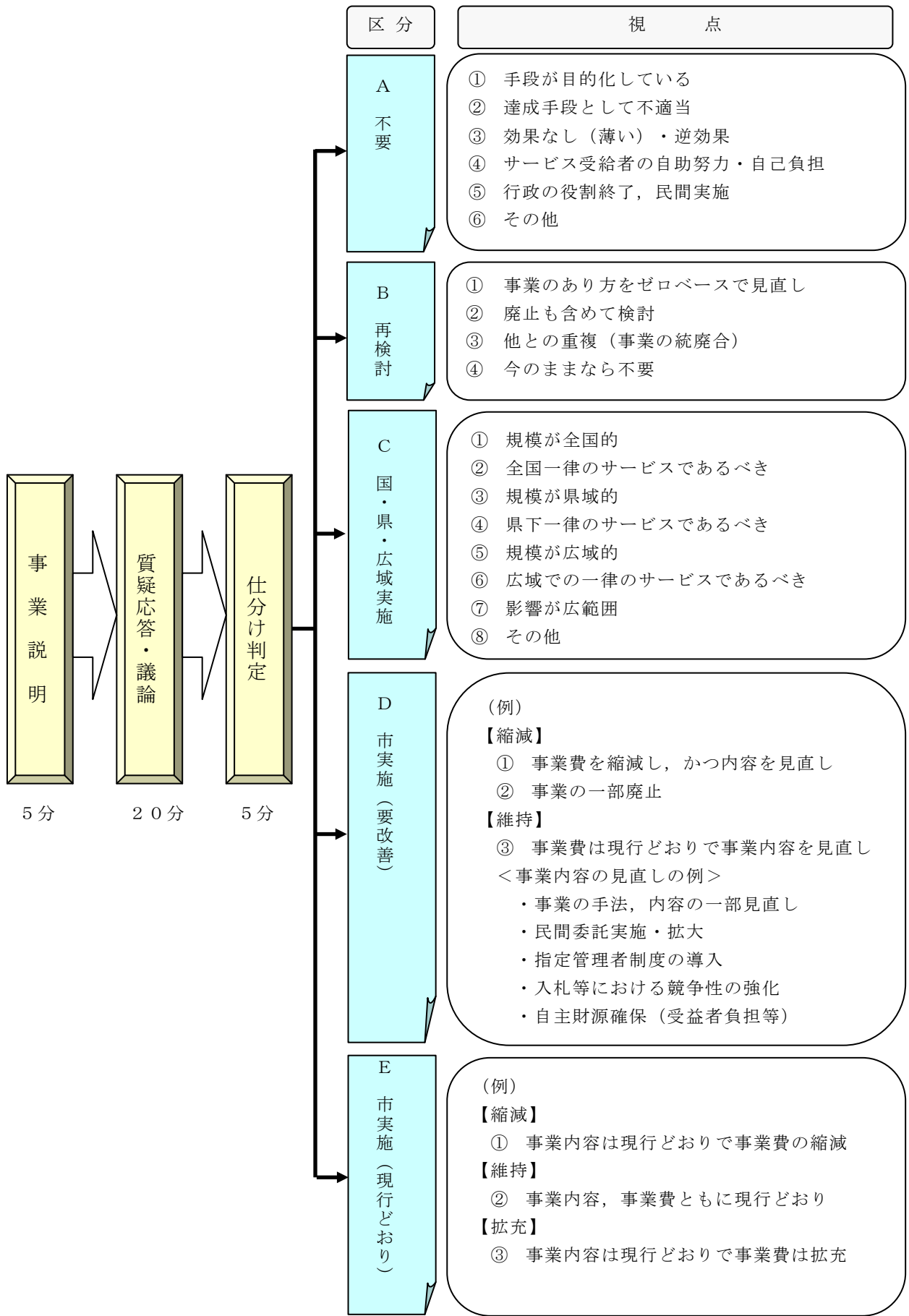
※² 「コーディネーター1名、仕分け人5名（構想日本が選出した者）」

他の自治体職員、本市に関連のない企業経営者・NPO職員等で、かつ事業仕分けの経験者

※³ 「高松市民評価者」

市政に関し、識見を有する者（経済・市民団体推薦者、学識経験者、公募者）のうちから、市長が委嘱した高松市行財政改革推進委員会委員

事業仕分け作業の流れと仕分け区分



事業シート（概要説明書）

予算事業名		公金収納関連情報サービス業務委託事業				事業開始年度		平成22年度		
		23年度（予算）		22年度（決算）		21年度（決算）		20年度（決算）		
コスト	事業費	報酬	千円		千円		千円		千円	
		委託料	22,165 千円		15,761 千円		- 千円		- 千円	
		需用費	千円		千円		千円		千円	
		役務費	千円		千円		千円		千円	
		その他	千円		千円		千円		千円	
		事業費合計	22,165 千円		15,761 千円		0 千円		0 千円	
人件費	担当正職員	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	
	その他	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	
	人件費合計	0 人	0 千円	0 人	0 千円	0 人	0 千円	0 人	0 千円	
総事業費		22,165 千円		15,761 千円		0 千円		0 千円		
財源内訳	国県支出金	千円		千円		千円		千円		
	地方債	千円		千円		千円		千円		
	その他特財	千円		千円		千円		千円		
	一般財源	22,165 千円		15,761 千円		- 千円		- 千円		
	財源合計	22,165 千円		15,761 千円		0 千円		0 千円		
事業実績	活動実績	【活動指標名】			単位	H22年度	H21年度	H20年度		
		システムの維持管理コスト			千円	7,812	-	-		
	効率指標 (事業費/活動指標)	総事業費 / 領収済通知書総件数			千円	0.0194				
事業成果	成果実績 (事業目標達成状況)	【成果指標名】			単位	H22年度	H21年度	H20年度		
		公金収納業務にかかるトータルコスト削減額			千円	2,000	-	-		
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	事業の導入により、事務の効率化、消込処理の迅速化、経常経費の削減、利便性向上が達成できた。今後は、収納チャネルの拡充による投資コストの抑制を図り、住民サービスの向上、公金の収納率向上を実現する予定である。全国的にもほとんどなく、先駆性の高い取り組みです。									
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	全国でも先駆的な取り組み									
特記事項 (事業の沿革等)	H22年度下半期から稼動									

委託・指定管理・補助 対象団体シート（概要説明書）

団体への支出根拠 (選定経過等、支出先の妥当性)	本市の指定金融機関である(株)百十四銀行と「収納した公金に係る情報のデータ化処理に関する協定書」を締結し、本協定に基づき、見積徴取を行い公金収納サービス業務を委託している。		
委託料・補助金等内訳 (22年度決算額)	費目	概要	金額
	委託料	公金収納サービスシステム構築業務委託	7,949 千円
	委託料	総合収納業務委託	7,812 千円
			千円
			千円
委託料・補助金 総額			15,761 千円

公金収納業務再構築について

1. データエントリー業務委託の方向転換

現行委託事業者のデータエントリー業務廃止により、新たな業務システムの再構築が必要となった。課題解決方法について検討…。

【案1】別の事業者へ常駐委託する。

- 現行と同様な常駐委託形態を提供できる事業者がない。
- 常駐要員として派遣会社の派遣社員を起用した場合、物理的スペースの問題とコスト増加が発生。

【案2】公金収納関連情報サービス業務委託

- 指定金融機関が提供する業務プロセスであれば、外部委託が可能。
 - ⇒ ①他自治体での導入実績あり。
 - ⇒ ②タイムスケジュールの変更不要。
- 職員人件費、紙媒体のデータ化により、コスト削減も期待できる。

指定金融機関への業務委託の拡張であれば、安全かつ円滑に新業務プロセスに移行可能。

⇒ 指定金融機関への委託を決定。

2. 導入前後の業務フロー比較

導入前

処理フロー	作業員	作業内容
① 済通分類 1	指定金融機関 収納代理金融機関	領収済通知書（以下済通）を分類
② 入力作業 1	指定金融機関	OCR済通に合計票を添付し読取
③ 済通分類 2	出納室	手書済通を分類
④ 事前作業 2	出納室	手書済通に合計票を添付
⑤ 入力作業 2	外部業者	外部業者でデータ入力
⑥ 入力作業 3	情報政策課	項目チェックリスト作成
⑦ 済通分類 3	出納室	済通を各課ごとに仕分
⑧ 入力作業 4	各担当課	エラー内容確認、領収日確認
⑨ 入力作業 5	情報政策課	各課から報告された内容をデータ修正
⑩ 済通保管	各担当課	各課で済通を保管

導入後

処理フロー	作業員	作業内容
① 事前作業 1	指定金融機関 収納代理金融機関	領収済通知書（以下済通）を分類、合計票添付
② 入力作業 1	指定金融機関	手書、OCR済通を読取
クラウドサービスで検索可能となるため分類不要		
①事前作業で実施		
③ 入力作業 2	指定金融機関	手書済通イメージからデータ入力
	情報政策課	L GWAN 経由でデータの受渡し
④ 入力作業 3	指定金融機関	済通の件数・金額照合
	情報政策課	L GWAN 経由でデータの受渡し
⑤ 入力作業 4	指定金融機関	データ統合後、項目チェック結果を画面表示
出納室でまとめて保管するため仕分け不要		
⑥ 入力作業 5	各担当課	クラウドサービスでエラー修正
⑦ 納品物作成	出納室	クラウドサービスから帳票をダウンロード
⑧ 済通保管	出納室	出納室済通を保管

3. 業務委託による費用対効果

(1) 人員削減

- ① 出納室(公金収納業務担当)……1人
- ② 他の収納担当課……合計で1人分

(2) システム開発および設備投資コストの抑制

システム設計, 維持管理費の削減

(3) 汎用性の確保

コンビニ収納等, 多様な収納チャネルから, 同一形態のデータ作成が可能に

【用語解説】

※1 マルチペイメント

ATM, 電話, パソコン(インターネット)等を利用した, 多様な方法での支払いを指す。利用者は, 即時に支払いを済ませることなどが可能になり, 支払いに際して時間, 場所等の利便性が高まる。一方, 収納機関については, 支払い入金の確認事務等, 収納業務の合理化, また, 金融機関については, 収納にかかわる事務の合理化が期待できる。

※2 OCR

手書きまたは印刷の文字を, 光学的に読取る仕組み。OCR対応の領収済通知書をスキャナで情報読取りするため, タイピング作業による入力負荷を軽減し, データ化にかかる時間を短縮することができる。

※3 クラウドサービス

インターネット等のネットワークを通じて, ソフトウェアやデータ等をサービスの形で必要に応じて利用する方式。ネットワークを通じてサービスの提供を受けるため初期投資や運用・保守にかかるコストを抑えることができる。

※4 LGWAN

地方公共団体を相互に接続するセキュリティの確保された行政専用のネットワーク。

事業シート（概要説明書）				
予算事業名	平和公園墓園管理事業	事業開始年度	昭和49年度	
施策事業名	生活衛生の向上	担当局・部名	市民政策部	
根拠法令	墓地、埋葬等に関する法律、高松市墓地公園条例	担当課・係名	市民やすらぎ課 墓園係	
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務			
事業概要	事業の必要性・実施の背景	市民が利用する市営墓地である平和公園墓園を、適切に維持管理していくことは、管理者である高松市の責務である。		
	目的 (何をどうするために)	平和公園墓園の環境を良好な状態に保つことにより、市民の生活衛生の向上を図る。		
	目標 (何がどうなれば達成か)	平和公園墓園の清掃、塵芥処理などを行うことにより、墓地環境の維持・適正化に努める。		
	対象 (誰・何を対象に)	平和公園墓園の利用者が使用している同墓園の通路等共用部分の環境保持を図る。		
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施		
		<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理 (委託先又は指定管理者：平和公園管理協力組合等)		
		<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕 (補助先：) 実施主体： ()		
<input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先：) <input type="checkbox"/> その他 ()				
事業内容 (手段、手法など) ※当該事業以下に細事業がある場合は、事業費とともに記載	<p>平和公園墓園を適切に維持管理するため、ごみの収集処理、除草等の清掃業務の定期的な実施や、施設の修繕等の維持管理を業務委託により実施する。また、管理事務所の非常勤嘱託職員により、日常的な管理用務のほか、墓碑の建立・撤去工事や納骨時の立会い等の業務を行っている。</p> <p>なお、受益者負担の観点から、平和公園墓園の利用者に対して清掃手数料、使用料を徴収しており、事業費に充てている。</p>			
関連事業 (同一目的事業等)	平和公園墓園と同様に、他の市営墓地（墓園）についても、管理事業を実施し、適正な管理に努めている。			

事業シート（概要説明書）

予算事業名		平和公園墓園管理事業				事業開始年度		昭和49年度		
コスト	事業費	23年度（予算）		22年度（決算）		21年度（決算）		20年度（決算）		
		報酬	5,293	千円	5,245	千円	5,334	千円	5,477	千円
		委託料	6,735	千円	7,272	千円	6,698	千円	8,393	千円
		需用費	3,067	千円	2,996	千円	2,752	千円	3,765	千円
		役務費	270	千円	242	千円	258	千円	189	千円
		その他	706	千円	730	千円	497	千円	1,601	千円
	事業費合計	16,071	千円	16,485	千円	15,539	千円	19,425	千円	
	人件費	担当正職員	1.0	人	7,601	千円	1.0	人	7,601	千円
		その他	0	人		千円	0	人	0	千円
		人件費合計	1.0	人	7,601	千円	1.0	人	7,601	千円
総事業費	23,672	千円	24,086	千円	23,140	千円	27,026	千円		
財源 内訳	国県支出金		千円		千円		千円		千円	
	地方債		千円		千円		千円		千円	
	使用料・手数料等	23,672	千円	23,953	千円	23,140	千円	24,491	千円	
	一般財源	0	千円	133	千円	0	千円	2,535	千円	
	財源合計	23,672	千円	24,086	千円	23,140	千円	27,026	千円	
事業実績	活動実績	【活動指標名】			単位	H22年度	H21年度	H20年度		
		清掃等の実施回数		回	27	27	27			
	効率指標 (事業費/活動指標)	総事業費	／	清掃等の実施回数	千円	892	857	1,001		
事業成果	成果実績 (事業目標達成状況)	【成果指標名】			単位	H22年度	H21年度	H20年度		
		平和公園墓園墓所の利用割合		%	99.78	99.81	99.76			
	事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	墓地環境を適切に維持していくため、事業を継続することが必要である。 なお、事業の実施に当たっては、適正な経費負担を求めていくこととする。								
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)										
特記事項 (事業の沿革等)	都市化、高齢化の進展、家意識の変化等による市民の墓所需要の増加に対応するため、市南部に平和公園墓園を新たに整備し、市民に貸出しを行っている。									

委託・指定管理・補助 対象団体シート（概要説明書）

団体への支出根拠 (選定経過等、支出先の妥当性)	清掃および除草業務については、平和公園の整備時に、地元と交わした覚書に基づいて、地元の住民で構成される平和公園管理協力組合(三谷町・池田町の2組合)に業務委託している。		
委託料・補助金等 内訳 (22年度決算額)	費目	概要	金額
	委託料	清掃、除草業務委託料	4,563 千円
	委託料	塵芥処理業務委託料	531 千円
	委託料	樹木剪定業務委託料	483 千円
	委託料	漏水調査等業務委託料	1,695 千円
	委託料・補助金 総額		7,272 千円

平和公園墓園管理事業について

1 平和公園について

平和公園は、高松市の中心部の南方約10キロにある三谷町と池田町にまたがる場所に位置し、市民が気軽に訪れることができる公園として、墓園のほか、遊歩道、休憩所等の施設を設けた公園墓地として高松市が整備したものです。

約20ヘクタールの敷地に、都市計画墓園として昭和46年度から整備を進め、昭和49年6月以降、順次、貸し出しを行っています。

造成済みの墓所に係る使用者の募集、貸し出しは終わっており、現在は、貸し出し後に返還があった墓所について、他の市営墓地の貸し出し墓所とあわせて、年1回程度、使用者を募集し、貸し出しを行っています。

なお、使用者に対しては使用料のほか、受益者負担の観点から、5年毎に前納により清掃手数料を徴収しています。

○平和公園墓園の墓所数、貸付状況、使用料（平成23年4月1日現在）

区 分	墓所の面積（1区画）		合 計
	4㎡	6㎡	
墓所数	5, 115区画	736区画	5, 851区画
貸付数	5, 104区画	734区画	5, 838区画
貸付残数	11区画	2区画	13区画
使用料（永代）	200, 000円	450, 000円	—
清掃手数料（5年毎）	10, 500円	15, 750円	—

・合葬式墓地について

少子化、都市化の進展に伴い、死亡後のお墓の維持管理が困難となる人が増加していることから、このような場合に市民が利用できる新しい形の墓地として、平和公園内に合葬式墓地を平成16年度に整備し、平成17年6月から貸出しを行っています。

この合葬式墓地は、お骨を、地下に設置された埋蔵室内の納骨壇（棚形式）で使用許可日から20年間（最大10年まで延長可能）埋蔵し、その後は、他の使用者のお骨とともに合葬室で永代に埋蔵するものです。参拝は、合葬式墓地の正面に献花台とあわせて設けている参拝所で行えるほか、事前に申し込めば、埋蔵室で直接参拝することもできます。

1体用の納骨壇300壇と夫婦用の2体用の納骨壇720壇の合計1, 020壇を整備しており、貸付状況は次のとおりです。生前の申込みを含め、使用申込みは随時受け付けています。

○平和公園墓園合葬式墓地の貸付状況（平成23年4月1日現在）

区 分	1体用（人数）	2体用（人数）	合 計
納骨壇	300（300）	360（720）	660（1, 020）
貸付数	128（128）	158（316）	286（444）
貸付残数	172（172）	202（404）	374（576）
使用料	100, 000円	200, 000円	—

2 平和公園墓園管理事業の概要

本市では、市営墓地である平和公園墓園を適切に維持管理するため、ごみの収集処理や通路等共用部分の清掃を定期的実施するほか、施設の修繕等を、適宜行っています。

また、管理事務所に非常勤嘱託職員を配置し、日常的な管理用務のほか、墓碑の建立・撤去工事や納骨時の立会い等の業務を行っています。

管理事業の内容は次のとおりですが、こうした管理事業を適切に行うことにより、墓地環境の維持・適正化に努めています。

(1) 管理事業費の内訳（平成22年度決算）

主な事業費の内容	決算額（千円）	予算科目
定期清掃，公衆便所清掃業務委託料（毎月2回）	1, 376	委託料
除草業務委託料（年3回）	3, 187	
塵芥収集処理業務委託料	531	
植栽剪定業務委託料	483	
漏水調査業務委託料	1, 155	
その他委託料	540	
管理事務所の非常勤嘱託職員の報酬（4人）	5, 245	報酬
除草剤等の消耗品購入費	453	需用費
電気，水道代	1, 207	
排水管修繕等の施設修繕料	1, 256	
その他需用費	80	
電話使用料等	107	役務費
公衆便所し尿汲取料等手数料	135	
墓参バス運行に係るバス賃借料等	385	使用料及び賃借料
墓所返還に伴う使用料返還	266	償還金
その他	79	共済費，旅費
合計	16, 485	

(2) 事業の財源について

管理事業の実施に当たっては、受益者負担の観点から、平和公園墓園の利用者から清掃手数料，使用料の負担を求めており、事業に要する経費に充てています。

○墓園使用料，清掃手数料等の収入状況（単位：千円）

区分	22年度	21年度	20年度
墓園使用料	11, 100	9, 250	12, 350
墓園清掃手数料	12, 673	16, 700	12, 106
許可証再交付手数料等	180	165	35
合計	23, 953	26, 115	24, 491

事業シート（概要説明書）

予算事業名	母子家庭児等福祉金支給事業	事業開始年度	昭和55年度
施策事業名	家庭・地域における子育て支援	担当局・部名	健康福祉部 こども未来局
根拠法令	高松市市民福祉金支給条例 高松市市民福祉金支給条例施行規則	担当課・係名	こども家庭課 こども福祉係
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務		
事業の必要性・実施の背景	「遺児福祉金」として支給していたものを、生別母子との公平性の観点から、昭和55年度から「母子家庭児等福祉金」と名称を改め、支給範囲を拡大した。なお、児童1人につき年額10,000円を支給していたが、母子家庭児等の福祉の増進のため、平成4年度から年額15,000円に改定し支給している。		
目的 (何をどうするために)	子育てをする母子家庭の経済的負担の軽減を図るため。		
目標 (何がどうなれば達成か)	母子世帯の平均年収の増加等により、経済的な生活状況の満足度の向上を図る。		
対象 (誰・何を対象に)	義務教育修了前の児童で、 ア 父母またはそのいずれかが死亡もしくは3年以上生死が明らかでないもの イ 児童扶養手当の支給を受けている母または養育者の監護・養育を受けているもの		
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施		
	<input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理 (委託先又は指定管理者: _____)		
	<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕 (補助先: _____ 実施主体: _____)		
	<input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: _____) <input type="checkbox"/> その他 (_____)		
事業概要	<p>1 根拠 「高松市市民福祉金支給条例」および「高松市市民福祉金支給条例施行規則」</p> <p>2 目的（条例第1条） 母子家庭児等に対し、市民福祉金を支給することにより、福祉の増進を図る。</p> <p>3 対象児童（支給要件）（条例第2条第4号） 義務教育修了前の児童で、 ア 父母またはそのいずれかが死亡もしくは3年以上生死が明らかでないもの（ア該当） イ 児童扶養手当の支給を受けている母または養育者の監護・養育を受けているもの（イ該当） * 本市に引き続き1年以上住所を有することが必要である（条例第4条）。 * 4月30日現在で、上記の資格を有する必要がある（条例第6条第3項）。</p> <p>4 支給金額（条例第6条第1項） 年額15,000円</p> <p>5 支給時期（条例第6条第1項） 5月支給（年1回払い） * 5月支給後に受給資格を有した場合は、随時支給する（条例第6条第3項）。</p>		
事業内容 (手段、手法など) ※当該事業以下に細事業がある場合は、事業費とともに記載			
関連事業 (同一目的事業等)	児童扶養手当 子ども手当（児童手当）		

事業シート（概要説明書）

予算事業名		母子家庭児等福祉金支給事業				事業開始年度		昭和55年度		
		23年度（予算）		22年度（決算）		21年度（決算）		20年度（決算）		
コスト	事業費	報酬		千円		千円		千円		
		委託料		千円		千円		千円		
		需用費		千円		千円		千円		
		役務費		411 千円		411 千円		132 千円		
		報償費		77,055 千円		79,080 千円		76,950 千円		
		事業費合計		77,466 千円		79,491 千円		77,082 千円		
	人件費	担当正職員		0.4 人 3,040 千円		0.4 人 3,040 千円		0.4 人 3,040 千円		
		その他		人 千円		人 千円		人 千円		
		人件費合計		0.4 人 3,040 千円		0.4 人 3,040 千円		0.4 人 3,040 千円		
	総事業費		80,506 千円		82,531 千円		80,122 千円		79,968 千円	
財源内訳	国県支出金		千円		千円		千円		千円	
	地方債		千円		千円		千円		千円	
	その他特財		千円		千円		千円		千円	
	一般財源		80,506 千円		82,531 千円		80,122 千円		79,968 千円	
	財源合計		80,506 千円		82,531 千円		80,122 千円		79,968 千円	
事業実績	活動実績	【活動指標名】			単位	H22年度	H21年度	H20年度		
		母子家庭児等福祉金支給対象者			人	3,859	3,715	3,441		
	効率指標 (事業費/活動指標)	総事業費	母子家庭児等福祉金 支給対象者	千円	22	22	24			
事業成果	成果実績 (事業目標達成状況)	【成果指標名】			単位	H22年度	H21年度	H20年度		
		受給児童数			人	5,272	5,130	5,112		
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)		母子家庭への経済的支援に一定程度貢献しており、また、母子福祉団体からは事業継続を求められている。 今後については、時代の変化に伴い多様化する市民(ひとり親家庭)のニーズに柔軟に対応するため、事業について所期の目的を達成したかどうかの可否、他自治体の取組状況、他の手当の支給状況等を検証し、行政効果や行政効率にも配慮しつつ、事業の整理合理化を検討する。								
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)		補足説明資料を参照。								
特記事項 (事業の沿革等)		補足説明資料を参照。								

委託・指定管理・補助 対象団体シート（概要説明書）

団体への支出根拠 (選定経過等、支出先の妥当性)				
費目		概要		金額
委託料・補助金等 内訳 (22年度決算額)				千円
				千円
				千円
				千円
				委託料・補助金 総額

1 母子家庭児等福祉金支給状況

区分		H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度予算
児 該 童 当	ア該当(人)	337	340	325	340
	イ該当(人)	4,775	4,790	4,947	4,797
	計(人)	5,112	5,130	5,272	5,137
総支給額(円)		76,680,000	76,950,000	79,080,000	77,055,000

2 他市（中核市）の取組状況（市単独手当事業）

- 調査自治体 中核市 40市
- 回答自治体 36市（回答率：90.0%）
- 調査時期 平成23年6月
- 調査結果（本市を含む。）

支給対象世帯	支給自治体数等
父子家庭・母子家庭（すべて）	8市
父子家庭・母子家庭（交通遺児等）	6市
父子家庭・母子家庭（父または母が死亡）	2市
父子家庭・母子家庭（父または母が障害）	1市
制度なし	23市
未回答	4市

* 複数の手当を支給している中核市がある。

3 児童扶養手当制度

- 支給対象
 父母の離婚等により、父（母）と生計を同じくしていない18歳になった後最初の3月31日までの児童等を養育している人
- 支給月額
 所得額により異なる。
 41,550円（児童1人全額支給の場合）
- 対象者数（平成23年3月31日現在）
 ア 受給者数 4,204人
 イ 受給対象児童数 6,379人
- 所得制限
 あり

4 児童扶養手当の支給状況

区分	H20 年度	H21 年度	H22 年度
母子家庭（世帯）	3,843	3,951	3,990
父子家庭（世帯）	—	—	190
養育者（祖父母）（世帯）	9	15	24
計	3,852	3,966	4,204

* 平成22年度から、父子家庭も受給対象となった。

5 母子家庭児等福祉金制度等の変遷

区分(改正年度等)	S47年度	S53年度	S55年度	H4年度	H23年度	
名称	遺児年金	遺児福祉金	母子家庭児等福祉金			
支給対象	死別父子・母子等		死別父子・母子および生別母子等			
支給年額	3,000円	10,000円		15,000円		
児童扶養手当制度	4,300円	21,500円	29,300円	38,220円	41,550円	
子ども手当 (児童手当) 制度	支給対象 児童	第3子以降で5歳未満	第3子以降で義務教育修了前		第1子は4歳未満, 第2子以降は5歳未満	中学校修了前
	支給月額	3,000円	5,000円		5,000円(第1・2子) 10,000円(第3子~)	13,000円

- * 児童扶養手当制度は、昭和37年1月(800円)から実施(平成11~14年度は42,370円)。
- * 児童扶養手当の支給月額は、児童1人全額支給の額。
- * 児童手当制度は、昭和47年1月(第3子以降5歳未満で、3,000円)から実施。
- * 児童手当における第1子、第2子等の数え方は、18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童の出生順(ただし、支給対象となるのは、12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童)。
- * 子ども手当の平成23年10月分以降の取扱いは未定。

6 ひとり親家庭に対する主な支援制度

- ・ ひとり親家庭等医療費助成事業(S54年度~)
- ・ 母子福祉資金貸付金事業(H11年度~)
- ・ 高等技能訓練促進費等事業(H16年度~)
- ・ 自立支援プログラム策定事業(H19年度~)

7 母子世帯の収入・生活状況

- ・ 世帯収入

(単位：%)

	なし	50万未満	100万未満	150万未満	200万未満	250万未満	300万未満
H17年調査	6.8	6.5	15.1	20.8	15.9	14.3	7.3
H21年調査	5.8	4.7	11.2	21.8	19.1	16.6	7.4
	350万未満	400万未満	450万未満	500万未満	500万以上	無回答	平均収入(万円)
H17年調査	4.2	1.6	1.7	1.5	1.5	2.8	177.0
H21年調査	3.7	1.5	1.5	0.7	2.4	3.5	175.2

- * 「平成21年度 香川県ひとり親家庭実態調査結果報告書」による
- * 父子家庭の平均年収は328.8万円(平成21年調査)

- ・ 生活状況

(単位：%)

	余裕がある	やや余裕がある	普通	やや苦しい	苦しい	その他	無回答
H17年調査	0.6	1.4	19.1	37.3	39.7	0.8	1.2
H21年調査	0.3	1.3	17.1	34.8	45.2	0.3	1.0

- * 「平成21年度 香川県ひとり親家庭実態調査結果報告書」による

- ・ 困っていること、悩み

- ア ひとり親になった当時

(単位：%)

生活費	仕事	住居	健康	医療費	家事	子ども	相談相手なし	その他	なし
80.1	40.9	24.5	15.8	5.7	9.5	39.0	10.1	1.4	2.3

- イ 現在(子どものこと以外)

(単位：%)

生活費	仕事	住居	健康	医療費	家事	老後	人間関係	再婚	相談相手なし	その他	なし
61.8	32.0	15.1	38.9	3.7	6.5	27.2	10.7	7.1	5.7	1.7	5.0

- * 「平成21年度 香川県ひとり親家庭実態調査結果報告書」による

事業シート（概要説明書）

予算事業名	公衆便所管理事業	事業開始年度	昭和39年度	
施策事業名	環境保全活動の推進	担当局・部名	環境部	
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （昭和45年法律第137号）第5条第6項	担当課・係名	環境総務課 環境施設対策室	
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務			
事業概要	事業の必要性・実施の背景	市民生活の利便と公衆衛生の維持向上を図る。		
	目的 （何をどうするために）	公共のトイレとして、市民の利用に供する。		
	目標 （何がどうなれば達成か）	現在設置している公衆便所を衛生的・効率的に維持管理すること。		
	対象 （誰・何を対象に）	市民 （高松市内の必要と認める場所に設置した公衆便所（23箇所））		
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施		
		<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理（委託先又は指定管理者：民間企業・地元住民・シルバー人材センター等）		
<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ）				
<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）				
事業内容 （手段、手法など）	<p>1. 公衆便所清掃および修繕 公衆便所清掃については、市街地は建築物清掃業の登録業者で実績のある業者を集め、見積徴取後、委託（3年間の長期継続契約）しているが、離島・僻地は業者委託を行うと割高になるため、地元住民およびシルバー人材センター等に随意契約委託している。また、修繕については、簡易なものは職員で対応しているが、職員で対応できないものについては、その都度、業者発注で対応している。</p> <p>2. 公衆便所浄化槽保守点検および清掃、身障用自動ドア保守点検、高松駅前広場公衆便所緊急通報対応 浄化槽保守点検（3年間の長期継続契約）・清掃、身障用自動ドア保守点検業務（3年間の長期継続契約）および高松駅前広場公衆便所緊急通報対応については、それぞれの資格・技術等を有する業者を集め、見積徴取後、委託している。</p> <p>3. 公衆便所し尿汲取りおよび用品の補充 し尿汲取りについては、職員が確認後、随時、し尿運搬収集業の資格を有する業者に汲取りを依頼している。 また、トイレトーパー等の用品補充については、公衆便所清掃を地元住民およびシルバー人材センター等に委託しているところについては、環境総務課で用品を購入し、職員が各委託者に送付している。</p> <p>なお、22年度において、老朽化し、また、市道上に立地していることから通行上支障が生じていた扇町公衆便所の解体撤去を行った。23年度においては、老朽化し、倒壊の危険性のある香西芝山第二公衆便所の建替えを行う予定である。</p>			
関連事業 （同一目的事業等）	市民トイレ設置事業 民間施設のトイレ（丸亀町レッツなど8箇所）を、その管理者または所有者の善意により、市民が気軽に利用できる「市民トイレ」として活用し、市民生活の利便と公衆衛生の維持向上に寄与している。			

事業シート（概要説明書）

予算事業名		公衆便所管理事業				事業開始年度		昭和39年度	
		23年度（予算）		22年度（決算）		21年度（決算）		20年度（決算）	
コスト	事業費	報酬	168 千円	168 千円	168 千円	168 千円	168 千円	168 千円	168 千円
		委託料	7,938 千円	8,000 千円	8,105 千円	8,105 千円	9,418 千円	9,418 千円	9,418 千円
		需用費	4,360 千円	6,067 千円	4,337 千円	4,337 千円	4,660 千円	4,660 千円	4,660 千円
		役務費	323 千円	242 千円	263 千円	263 千円	306 千円	306 千円	306 千円
		その他	428 千円	422 千円	471 千円	471 千円	470 千円	470 千円	470 千円
		事業費合計	13,217 千円	14,899 千円	13,344 千円	13,344 千円	15,022 千円	15,022 千円	15,022 千円
人件費	担当正職員	0.7 人	5,321 千円	0.7 人	5,321 千円	0.7 人	5,321 千円	0.7 人	5,321 千円
	その他	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円
	人件費合計	0.7 人	5,321 千円	0.7 人	5,321 千円	0.7 人	5,321 千円	0.7 人	5,321 千円
総事業費		18,538 千円	20,220 千円	18,665 千円	18,665 千円	20,343 千円	20,343 千円	20,343 千円	20,343 千円
財源 内訳	国県支出金	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	地方債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	その他特財	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	一般財源	18,538 千円	20,220 千円	18,665 千円	18,665 千円	20,343 千円	20,343 千円	20,343 千円	20,343 千円
	財源合計	18,538 千円	20,220 千円	18,665 千円	18,665 千円	20,343 千円	20,343 千円	20,343 千円	20,343 千円
事業実績	活動実績	【活動指標名】		単位	H22年度	H21年度	H20年度		
		公衆便所維持管理に関する修繕件数		件	21	14	15		
		公衆便所箇所数		箇所	24	24	24		
	効率指標 (事業費/活動指標)	総事業費	/	公衆便所箇所数	千円	843	778	848	
事業成果	成果実績 (事業目標達成状況)	【成果指標名】		単位	H22年度	H21年度	H20年度		
		修繕実施比率		%	100	100	100		
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)		事業開始当初と比較し、市内にはスーパー・コンビニ等、市が設置している公衆便所以外にも利用できる便所が増加しており、市が設置している公衆便所の必要性が希薄となっている箇所もある。しかし、駅前公衆便所のように、多くの利用者がある公衆便所もあることから、今後は、各公衆便所の利用状況を見極め、廃止等を検討する。							
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)		松山市 (13) , 岡山市 (6) , 倉敷市 (24) …管理業務：直営 清掃業務等：委託 施設修繕：その都度、業者発注 高知市 (12) …指定管理 (都市整備公社) 徳島市 (0) ※ () は、公衆便所数							
特記事項 (事業の沿革等)									

委託・指定管理・補助 対象団体シート（概要説明書）

団体への支出根拠 (選定経過等、支出先の妥当性)	事業内容のとおり		
	費目	概要	金額
委託料・補助金等 内訳 (22年度決算額)	委託料	公衆便所清掃業務	6,739 千円
	委託料	公衆便所浄化槽保守点検・清掃業務	1,099 千円
	委託料	公衆便所身障用自動ドア保守点検業務	117 千円
	委託料	高松駅前広場公衆便所緊急通報対応業務	45 千円
	委託料・補助金 総額		

高松市公衆便所一覽表

No.	施設名称	所在地	設置年月	建物 面積 (㎡)	規 模				様式
					大	小	障	計	
1	片原町	片原町9-9	S53.6.30 新築 H8.3.29 建替	3.91	2	1	0	3	下水道
2	天神前	番町5-1-16	S43.3.27 新築 H2.7.31 建替	24.61	3	2	1	6	下水道
3	栗林公園前	栗林町1-6-25	S45.3.27 新築 S63.9.30 建替	123.38	14	12	1	27	下水道
4	扇町(H22.10.1 廃止)	扇町1-21-10	S27.4.1 新築・	5.95	2	1	0	3	下水道
5	北浜町	北浜町12-14	S29.11.1 新築・	4.95	1	2	0	3	下水道
6	福岡町東部	福岡町3-34-8	S55.3.19 新築・	6.56	1	2	0	3	下水道
7	石清尾八幡神社内	宮脇町1-30-3	S38.10.1 新築 H4.5.1 建替	20.80	3	3	1	7	下水道
8	姥ヶ池	宮脇町2-12-1	S57.3.29 新築 H6.11.30 増築	17.71	3	2	1	6	下水道
9	朝日町	朝日町1-1-5	H10.3.31 新築・	25.45	4	2	1	7	下水道
10	屋島山上	屋島東町1780	H9.10.1 新築・	35.75	3	3	1	7	浄化槽
11	香西芝山第一	香西北町275-3	S41.7.16 新築 S52.7.19 建替	6.60	3	3	0	6	汲取
12	香西芝山第二	香西北町273-1	S35.8.16 新築・	7.43	2	2	0	4	汲取
13	一宮	一宮町286-1	H6.3.31 新築・	26.40	3	2	1	6	浄化槽
14	成合町	成合町1335-1	H11.3.31 新築・	19.74	2	1	1	4	浄化槽
15	女木松原	女木町235-1	S44.7.15 新築 H17.12.9 改築	10.16	2	2	0	4	浄化槽
16	女木鷲ヶ峰	女木町2633	S47.3.31 新築 H8.10.11 建替	32.80	3	3	0	6	浄化槽
17	男木町	男木町133-2	S57.6.30 新築 H9.3.28 建替	15.93	1	1	1	3	浄化槽
18	男木町大井	男木町1979	H8.3.29 新築・	18.83	1	1	1	3	浄化槽
19	高松駅前広場	浜ノ町1番19号	H13.3.27 県より寄付採 納により取得	58.56	6	4	2	12	下水道
20	高松市女木海水浴場	女木町453-1 地先	H13.3.27 新築・	26.60	2	1	1	4	浄化槽
21	塩江町内場池横	塩江町530 地先	H5.4.1 新築 市町村合併により取得	6.55	2	2	0	4	浄化槽
22	塩江町相栗峠	塩江町上西甲2547-2	H6.3.28 新築 市町村合併により取得	31.12	3	2	0	5	汲取
23	庵治町鎌野	庵治町4510-12	H10.1.14 新築 市町村合併により取得	4.80	2	0	0	2	循環式
24	庵治町竹居	庵治町5331-1	H14.3.14 新築 市町村合併により取得	3.79	2	0	0	2	循環式

70 54 13 137

主な業務内容

(22年度実績)

清掃業務	業者	13 箇所	うち12か所は一括契約(清掃:週5回、1回/日)、残り1か所は毎日、2回/日
	協会等	3 "	清掃:週1~6回、1回/日
	シルバー人材センター	2 "	清掃:週2~3回、1回/日
	個人	6 "	清掃:週1~6回、1回/日
	計	24 "	
施設修繕		21 件	業者に依頼した件数
浄化槽の清掃		9 回	9か所(年1回)
浄化槽の保守点検		46 "	9か所(2~4ヶ月に1回)
身障者用自動ドアの保守点検		12 "	3か所(1ヶ所につき年4回)
緊急通報に対する出動件数		56 "	高松駅前広場公衆便所
し尿汲取り		16 "	5か所 随時
ペーパー等用品補充		28 "	随時補充

事業シート（概要説明書）

予算事業名		松くい虫防除事業				事業開始年度		昭和49年度		
コスト	事業費	23年度（予算）		22年度（決算）		21年度（決算）		20年度（決算）		
		報償費	56 千円	23 千円	23 千円	26 千円				
		委託料	13,384 千円	13,086 千円	10,345 千円	13,188 千円				
		旅費	30 千円	19 千円	23 千円	27 千円				
		需用費	5 千円	0 千円	0 千円	0 千円				
		その他	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円				
	事業費合計	13,475 千円	13,128 千円	10,391 千円	13,241 千円					
	人件費	担当正職員	0.9 人	6,841 千円	0.9 人	6,841 千円	0.6 人	4,561 千円	0.9 人	6,841 千円
		その他	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円
		人件費合計	0.9 人	6,841 千円	0.9 人	6,841 千円	0.6 人	4,561 千円	0.9 人	6,841 千円
総事業費		20,316 千円	19,969 千円	14,952 千円	20,082 千円					
財源内訳	国県支出金	5,740 千円	5,276 千円	4,362 千円	6,059 千円					
	地方債	千円	千円	千円	千円					
	森林整備事業基金	1,000 千円	1,000 千円	223 千円	0 千円					
	一般財源	13,576 千円	13,693 千円	10,367 千円	14,023 千円					
	財源合計	20,316 千円	19,969 千円	14,952 千円	20,082 千円					
事業実績	活動実績	【活動指標名】		単位	H22年度	H21年度	H20年度			
		松くい虫防除空中散布区域面積		ha	49	49	49			
		伐倒駆除（油剤・くん蒸）		m ³	300	290	250			
		枯損木除去		m ³	260	95	100			
		樹幹注入		本	921	240	1600			
	効率指標 (事業費/活動指標)	特別防除事業費 / 空中散布区域面積		千円	112	112	113			
		伐倒駆除事業費 / 駆除木の体積		千円	20	22	22			
		枯損木除去費 / 除去木の体積		千円	16	21	22			
樹幹注入費 / 樹幹注入本数		千円	5	4	4					
事業成果	成果実績 (事業目標達成状況)	【成果指標名】		単位	H22年度	H21年度	H20年度			
		空中散布事業実施率		%	100	100	100			
		樹幹注入事業実施率		%	100	100	100			
		伐倒駆除事業実施率		%	59	41	53			
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	事業実施地区においては一定の成果を得ており松林の保全が保たれているが、松くい虫の被害は依然として発生しており、防除を中止した場合は、散発している松枯れが、付近一面に広がる恐れがあるため、適正規模で継続して実施する必要がある。									
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	香川県内の状況（空中散布101ha、地上散布89.5ha、伐倒駆除1212.3m ³ 、樹幹注入4,281本）									
特記事項 (事業の沿革等)										

委託・指定管理・補助 対象団体シート（概要説明書）

団体への支出根拠 (選定経過等、支出先の妥当性)	地方自治法施行令第167条の2各号に基づく随意契約 特別防除事業(地上作業)、伐倒駆除事業、樹幹注入事業については、業務の専門性・実績等を考慮の上、複数の森林組合から見積を徴取し、委託先を決定。 特別防除事業(航空作業)については、県内で唯一の航空会社(事業実施可能)を委託先に決定。 被害防止対策事業については、危被害が想定される養蜂家が加入している養蜂組合を委託先に決定。		
委託料・補助金等内訳 (22年度決算額)	費目	概要	金額
	委託料	空中散布地上作業、空中散布航空作業、被害防止対策事業	3,035 千円
	委託料	伐倒駆除事業(油剤)、伐倒駆除事業(くん蒸)	4,536 千円
	委託料	枯損木除去等	2,533 千円
	委託料	樹幹注入	2,982 千円
委託料・補助金 総額			13,086 千円

松くい虫防除事業について

●事業の目的

本市に広く分布している松林は、山地災害の防止をはじめ、水資源のかん養、保健休養、景観保全など森林の有する多面的な公益的機能の発揮に貢献している。

松くい虫防除事業は、松くい虫を早期に、駆除し、そのまん延を防止し、もって松林の保全を図ることを目的としている。

●事業の沿革

- ・昭和 25 年 「森林病虫害等防除法」が昭和 25 年 4 月に施行される。
- ・昭和 52 年 松くい虫被害が増加したため、昭和 52 年 4 月に「松くい虫防除特別措置法」が制定され、これに基づき知事が策定した「県松くい虫防除実施計画」により、高松市内の屋島、紫雲山、鬼無、下笠居、古高松・前田、雌雄島、堂山、三谷において 726ha の空中散布を実施した。
- ・昭和 57 年 「松くい虫防除特別措置法」が改正され、「松くい虫被害対策特別措置法」が制定され、県と市町が一体となって防除を実施した。
- ・平成 9 年 「松くい虫被害対策特別措置法」が 3 月末で期限切れとなり、「森林病虫害等防除法の一部を改正する法律」が 4 月に施行され、県と市町の計画を盛り込んだ「松くい虫被害対策事業推進計画」を策定して防除を実施した。
- ・平成 19 年 「松くい虫被害対策事業推進計画（第 3 次）」（現行）を策定し、防除を実施。

●高松市の松くい虫防除対策対象松林

高松市の総面積 37,514ha のうち森林面積は 14,106ha である。そのうち松林面積は 2,524ha あり、対象松林は 222ha である。

●県内事業の実施状況（平成 22 年度）

区分	市町事業 () は高松市	県営事業	国・県 共同事業	合計
特別防除 (空中散布)	101ha (49ha)	—	—	101ha
樹幹注入 (薬剤本数)	1,490 本 (921 本)	2,791 本	—	4,281 本
地上散布	40.5ha	14ha	35ha	89.5ha
伐倒駆除 (油剤)	618.6 m ³ (200 m ³)	—	—	618.6 m ³
伐倒駆除 (くん蒸)	126 m ³ (100 m ³)	—	266.8 m ³	392.8 m ³
伐倒駆除 (乳剤)	64.8 m ³	—	—	64.8 m ³
特別伐倒駆除	66.7 m ³	69.4 m ³	—	136.1 m ³

●事業の区分

事業区分	内 容	高松市
特別防除 (空中散布)	松くい虫の発生時期に航空機を利用して樹冠部に薬剤散布する。空中散布は重要な松林の保全や被害拡大防止のための広域的な防除を図る効率的な方法である。	国分寺
樹幹注入	冬期間に健康な松の樹幹に小孔(直径6mm, 深さ5cm)をあけて薬剤を注入し, 松くい虫の発生前に樹冠全体に浸透・移行分布させる方法で, 極めて予防効果が高い。1回の注入で4~5年間の予防効果が確保され, 周辺環境への影響がないため, 神社・仏閣, 公園・街路樹, 観光地の松林, 銘木などの貴重木に使用されている。実施コストは高い。	女 木 屋 島
地上散布	松くい虫の発生時期に動力噴霧機を用いて樹冠部に薬剤散布する。周辺への飛散が少ないため住宅地周辺など小面積の防除に適している。	—
伐倒駆除 (油剤)	被害木を伐倒・玉切りして, 枝条を含めて油剤を散布し, 被害木からの拡大を防止する。	国分寺
伐倒駆除 (くん蒸処理)	被害木を伐倒・玉切りして, 枝条まで集積してビニールで被覆薫蒸する方法で, 松くい虫に100%の駆除効果があるため全国的に最も多く使用されている。	鬼 無 下笠居
伐倒駆除 (乳剤)	被害木を伐倒・玉切りして, 枝条を含めて乳剤を散布し, 被害木からの拡大を防止する。	—
特別伐倒駆除	被害木を破砕しチップ化または焼却する方法で, 被害材内の幼虫の完全駆除ができる。	—
枯損木除去	松くい虫被害等による枯損木を伐採し, 倒木による二次被害を防止する。	塩江他

*被害の状況, 地理的要因, 当該松林の有する機能や経済性等を総合的に勘案し, 最適な防除方法を選定している。

●22年度状況

事業項目	数量	金額
松くい虫薬剤特別防除事業 【国分寺】 (空中散布地上作業) [県単補助 1/2]	49ha	1,407千円
松くい虫薬剤特別防除事業 【国分寺】 (空中散布航空作業) [県単補助 1/2]	49ha	1,344千円
松くい虫薬剤特別防除事業 【国分寺】 (空中散布被害防止対策) [県単補助 1/2]	1式	284千円
伐倒駆除事業(油剤) 【国分寺】 [県単補助 1/2]	200 m ³	2,562千円
伐倒駆除事業(くん蒸) 【鬼無・下笠居】 [県単補助 1/2]	100 m ³	1,974千円
樹幹注入(薬剤本数) 【女木・屋島】 [県単補助 1/2]	921本	2,982千円
枯損木除去	260 m ³	2,056千円
その他		519千円
計		13,128千円

事業シート（概要説明書）

予算事業名		レンタサイクル事業				事業開始年度		平成13年度		
コスト	事業費	23年度（予算）		22年度（決算）		21年度（決算）		20年度（決算）		
		報酬、共済費	9,108	千円	8,963	千円	8,876	千円	8,981	千円
		委託料	41,146	千円	37,847	千円	37,724	千円	34,145	千円
		需用費、役務費	1,488	千円	3,026	千円	2,706	千円	2,455	千円
		使用料及び賃借料	1,257	千円	3,115	千円	3,770	千円	3,586	千円
		その他		千円	0	千円	0	千円		千円
	事業費合計	52,999	千円	52,951	千円	53,076	千円	49,167	千円	
	人件費	担当正職員	1	人	7,601	千円	2	人	15,202	千円
		その他		人		千円		人		千円
		人件費合計	1	人	7,601	千円	2	人	15,202	千円
総事業費	60,600	千円	68,153	千円	68,278	千円	64,369	千円		
財源内訳	国県支出金		千円		千円		千円		千円	
	地方債		千円		千円		千円		千円	
	使用料	30,004	千円	28,496	千円	29,119	千円	29,702	千円	
	一般財源	30,596	千円	39,657	千円	39,159	千円	34,667	千円	
	財源合計	60,600	千円	68,153	千円	68,278	千円	64,369	千円	
事業実績	活動実績	【活動指標名】			単位	H22年度	H21年度	H20年度		
		レンタサイクル利用件数（契約件数）			台	262,905	264,566	271,644		
	効率指標 （事業費/活動指標）	総事業費	/	利用件数	円	259	258	237		
事業成果	成果実績 （事業目標達成状況）	【成果指標名】			単位	H22年度	H21年度	H20年度		
		放置自転車撤去台数（禁止、整理区域）			台	5,338	5,372	6,266		
事業の自己評価 （今後の事業の方向性、課題等）	<p>本事業は、公共交通機関の補完と放置自転車の防止を目的とした事業であるが、現在では市民の手軽な近距離交通手段として定着するとともに、市外・県外からの来訪者の利用も多くなっており、市が進めている自転車を利用した都市づくりの観点からも、重要な事業となっている。今後は、平成23年度から導入した新システムにより、利便性の向上と経費の削減に努めていく必要がある。</p>									
比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）	<p>○コミュニティサイクル実施中核市：盛岡市、宇都宮市、富山市（4/32都市） ○社会実験実施中核市：金沢市ほか6市（7/32都市） ○観光地等のレンタサイクル：全国事例多数あり</p>									
特記事項 （事業の沿革等）	<p>○使用する自転車は、放置自転車を再利用したりサイクル自転車 ○平成23年度から、ICタグを利用した新システムを導入し、3ポートを無人化 ○平成24年度総事業費（予定）：約52,100千円⇒約8,500千円縮減⇒約193円/件</p>									

委託・指定管理・補助 対象団体シート（概要説明書）

団体への支出根拠 （選定経過等、支出先の妥当性）	ポートの管理については、有料自転車駐車場等の管理業務と密接不可分なため、その指定管理者に委託することにより、効率的な管理と経費の低減を図っている。		
委託料・補助金等 内訳 （22年度決算額）	費目	概要	金額
	委託料	レンタサイクルポート管理業務委託（7箇所）	37,847 千円
			千円
			千円
			千円
	委託料・補助金 総額		37,847 千円

レンタサイクル利用案内

■利用時間（貸出・返却受付時間）

午前7時～午後10時（※南部ポートのみ 午前7時30分～午後10時）
 なお、午後10時を過ぎた場合は翌日の返却になりますのでご注意ください。

■利用料金

利用種別	利用期間	利用料金	
		一般	学生
定期利用	1ヶ月	2,000円	1,800円
	3ヶ月	5,500円	5,000円
一時利用	24時間	100円	



■利用対象者

中学生以上で、自転車を安全に運転できる人。
 ※申請時に、住所・氏名・生年月日等が確認できるもの（免許証等）が必要です。
 ※高松市条例等の規則を遵守してください。
 ※はじめて利用される方は、利用案内書『はじめてレンタサイクルを利用される方へ』を必ずお読みください。

■定期発行・更新

レンタサイクル定期更新機の設置ポートにて手続きを行ってください。
 ※定期更新機による更新受付は期限の前後1週間以内です。期間を過ぎての更新は定期更新機設置ポートの窓口で受け付けます。次の3ポートにて手続きを行ってください。

■自転車について

- 在庫車両がなくお待ちいただく場合があります。
- 自転車のサイズは24または26インチです。自転車の後部荷台および幼児用座席等はありません。

■レンタサイクルの利用上の注意事項

レンタサイクルは皆様のご協力により運営されています。ルールを守り、適正にご利用してください。

- ▶ 自転車の点検整備には万全を期するよう努めていますが、利用前には、必ず各自で再点検（ハンドル・ブレーキ等）し、不備等があれば管理センターにお申し出ください。
- ▶ 走行中に異常を感じた場合は、ただちに乗車を中止しその旨を管理センターまで連絡し指示を受けてください。利用者による修理等経費は利用者負担とさせていただきます。
- ▶ 利用中に発生した事故等については、一切の責任を負いません。
- ▶ レンタサイクルをポートに返却・駐輪する時は、施錠しないでください。
- ▶ 利用期間中の安全対策および盗難防止は、各自で適正に行ってください。（ポート以外の場所で自転車から離れる場合は、ただちに短時間でも必ず施錠してください。）
 ※盗難された時は、ただちに管理センターに連絡し指示を受けてください。その際の警察への連絡等は利用者各自で行ってください。
 ※高松市内には駐輪禁止区域が設けられています。路上等への放置により自転車を撤去された場合は、利用者の責任において自転車保管所へ行き、移送・保管手数料(1,500円)を支払い、車両の返還を受けた上でポートに返還していただきます。

■ 禁止事項

次の行為をされた方は、損害の賠償やレンタサイクルの利用を制限(停止)することがあります。

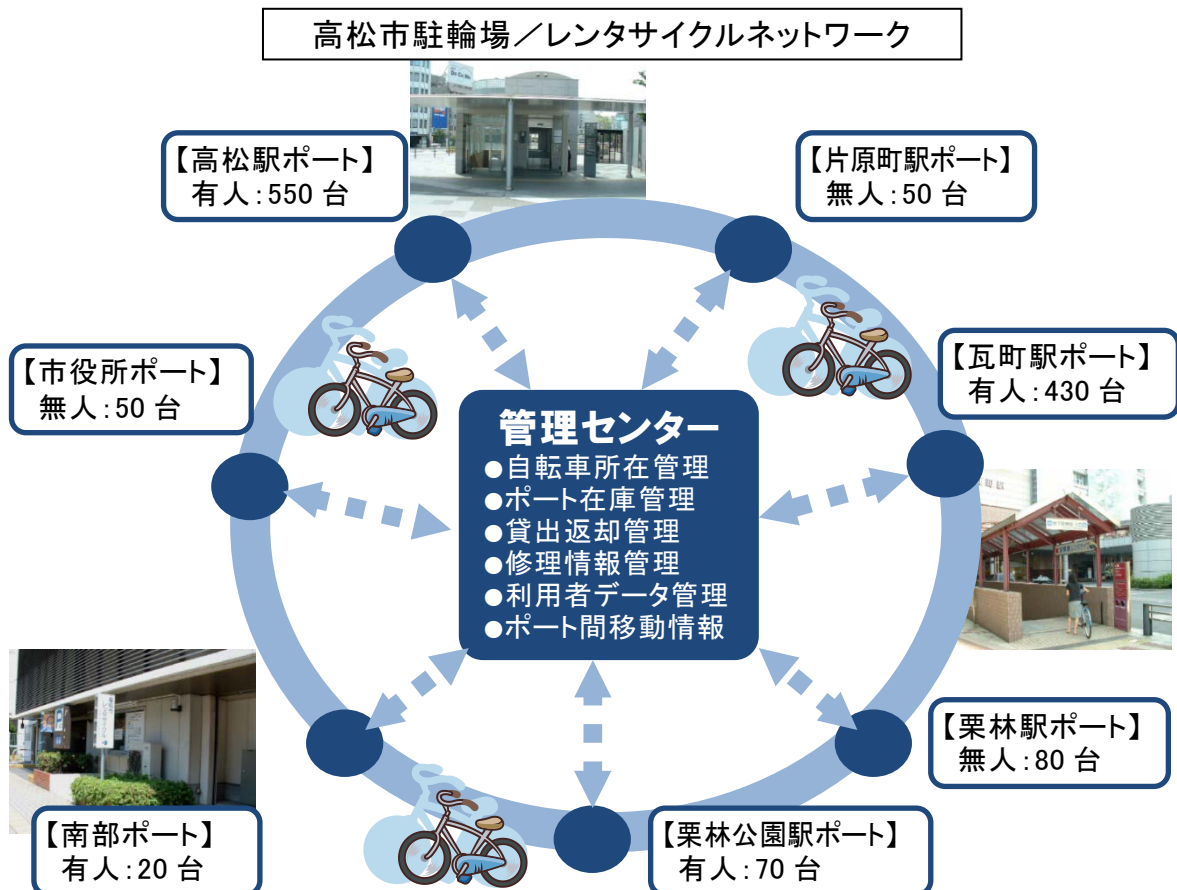
- 駐車施設および付属施設、自転車、備品等に損害を与える行為
- 自転車および利用の権利を譲与、転貸する行為
- 発火性、引火性等危険な物品および悪臭を発生するようなものを持ち込む行為
- レンタサイクルを放置する行為
- 定められた利用期間を遵守しない行為
- 上記の他、レンタサイクルポートの管理運営に支障となる行為

■ 自転車を安全に利用するために

- 自転車は車道通行が原則、歩道通行は例外
- 車道は左側を通行
- 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ルール・マナーを守る
 - 夜間ライト点灯、交差点での信号遵守
 - 飲酒運転・二人乗り・並走・傘さし運転
 - ヘッドホン・携帯電話の使用は禁止



高松市レンタサイクル事業イメージ図



事業シート（概要説明書）

予算事業名		消防水利整備事業				事業開始年度		昭和23年頃			
		23年度（予算）		22年度（決算）		21年度（決算）		20年度（決算）			
コスト	事業費	報酬		千円		千円		千円			
		委託料		千円		千円		千円			
		需用費		千円		千円		千円			
		役務費		千円		千円		千円			
		工事請負費		37,529 千円		39,801 千円		121,342 千円		45,901 千円	
		事業費合計		37,529 千円		39,801 千円		121,342 千円		45,901 千円	
	人件費	担当正職員		1 人 7,601 千円		1 人 7,601 千円		1 人 7,601 千円		1 人 7,601 千円	
		その他		人 千円		人 千円		人 千円		人 千円	
		人件費合計		1 人 7,601 千円		1 人 7,601 千円		1 人 7,601 千円		1 人 7,601 千円	
	総事業費		45,130 千円		47,402 千円		128,943 千円		53,502 千円		
財源 内訳	国県支出金		11,901 千円		11,901 千円		30,204 千円		11,197 千円		
	地方債		12,600 千円		11,600 千円		71,600 千円		10,300 千円		
	JRA整備事業		千円		千円		千円		5,600 千円		
	一般財源		20,629 千円		23,901 千円		27,139 千円		26,405 千円		
	財源合計		45,130 千円		47,402 千円		128,943 千円		53,502 千円		
事業実績	【活動指標名】			単位	H22年度	H21年度	H20年度				
	防火水槽設置数			基	3	5	4				
	消火栓設置数			個	65	50	67				
	効率指標 (事業費/活動指標)			消火栓事業費 / 消火栓設置数	千円	228	227	216			
				防火水槽事業費 / 防火水槽設置数	千円	8,326	21,998	7,856			
事業成果	【成果指標名】			単位	H22年度	H21年度	H20年度				
	火災損害額（暦年）			千円	358,318	306,801	302,662				
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)		消火栓や防火水槽などの消防水利の整備については、消防法に規定されており、また、震災による大規模災害発生時や、火災発生時における被害を軽減するためには必要不可欠であり、今後とも計画的に整備する。									
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)		全国消火栓設置数 平成20年：1,595,385 平成21年：1,618,200 平成22年：1,647,374 全国防火水槽設置数 平成20年：353,494 平成21年：357,152 平成22年：361,712									
特記事項 (事業の沿革等)											

委託・指定管理・補助 対象団体シート（概要説明書）

団体への支出根拠 (選定経過等、支出先の妥当性)				
		費目	概要	金額
委託料・補助金等 内訳 (22年度決算額)				千円
				千円
				千円
				千円
		委託料・補助金 総額		

○消防法（抜粋）

第20条 消防に必要な水利の基準は、消防庁がこれを勧告する。

2 消防に必要な水利施設は、当該市町村がこれを設置し、維持し及び管理するものとする。但し、水道については、当該水道の管理者が、これを設置し、維持し及び管理するものとする。

○消防水利の基準（抜粋）

消防法（昭和23年法律第186号）第20条第1項の規定に基づき、消防水利の基準を次のように定める。

第1条 この基準は、市町村の消防に必要な最少限度の水利について定めるものとする。

第2条 省略

2 前項の消防水利を例示すれば、次のとおりである。

- 消火栓
- 私設消火栓
- 防火水そう
- プール
- 河川，溝等
- 濠，池等
- 海，湖
- 井戸
- 下水道

第3条 消防水利は、常時貯水量が40 m³以上又は取水可能水量が毎分1 m³以上で、かつ、連続40分以上の給水能力を有するものでなければならない。

2 消火栓は、呼称65の口径を有するもので、直径150mm以上の管に取り付けられていなければならない。ただし、管網の一边が180m以下となるように配管されている場合は、75mm以上とすることができる。

3 省略

第4条 消防水利は、市街地（消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）第2条第1号に規定する市街地をいう。以下本条において同じ。）又は準市街地（消防力の整備指針第2条第2号に規定する準市街地をいう。以下本条において同じ。）の防火対象物から一の消防水利に至る距離が、別表に掲げる数値以下となるように設けなければならない。

2 市街地又は準市街地以外の地域で、これに準ずる地域の消防水利は、当該地域内の防火対象物から一の消防水利に至る距離が、140m以下となるように設けなければならない。

3 前二項に定める配置は、消火栓のみに偏することのないように考慮しなければならない。

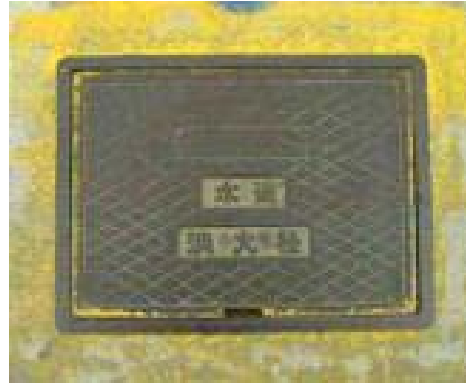
第5条 消防水利が、指定水量（第3条第1項に定める数量をいう。）の10倍以上の能力があり、かつ、取水のため同時に5台以上の消防ポンプ自動車が部署できるときは、当該水利の取水点から140m以内の部分には、その他の水利を設けないことができる。

第6条 消防水利は、次の各号に適合するものでなければならない。

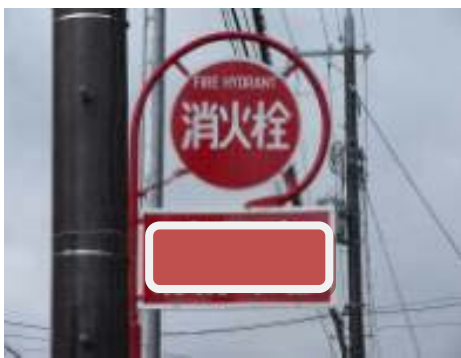
- 地盤面からの落差が4.5m以下であること。
- 取水部分の水深が0.5m以上であること。
- 消防ポンプ自動車が容易に部署できること。
- 吸管投入孔のある場合は、その一边が0.6メートル以上又は直径が0.6m以上であること。

第7条 省略

1 消火栓の種類



2 消火栓の標識



3 防火水槽と標識



4 水利点検と取水方法 (例)



事業シート（概要説明書）

予算事業名		高松市民病院医事業務委託事業				事業開始年度	平成5年度			
		23年度（予算）		22年度（決算）		21年度（決算）		20年度（決算）		
コスト	事業費			（委託業務拡大）		（DPC委託開始）				
		委託料	125,698 千円		125,698 千円		124,673 千円		111,275 千円	
		需用費	千円		千円		千円		千円	
		役務費	千円		千円		千円		千円	
		その他	千円		千円		千円		千円	
	事業費合計		125,698 千円		125,698 千円		124,673 千円		111,275 千円	
	人件費	担当正職員	7 人	53,207 千円	8 人	60,808 千円	8 人	60,808 千円	8 人	60,808 千円
		その他	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円
		人件費合計	7 人	53,207 千円	8 人	60,808 千円	8 人	60,808 千円	8 人	60,808 千円
	総事業費		178,905 千円		186,506 千円		185,481 千円		172,083 千円	
財源 内訳	国県支出金	千円		千円		千円		千円		
	地方債	千円		千円		千円		千円		
	その他特財	千円		千円		千円		千円		
	一般財源	178,905 千円		186,506 千円		185,481 千円		172,083 千円		
	財源合計	178,905 千円		186,506 千円		185,481 千円		172,083 千円		
事業実績	活動実績	【活動指標名】			単位	H22年度	H21年度	H20年度		
		延べ患者数			人	242,709	240,625	254,370		
	効率指標 （事業費/活動指標）	総事業費	／	延べ患者数	円	768	771	677		
事業成果	成果実績 （事業目標達成状況）	【成果指標名】			単位	H22年度	H21年度	H20年度		
		医事収益の人員費効率			円	28	25	28		
		（医業収益÷総事業費）								
事業の自己評価 （今後の事業の方向性、課題等）	平成5年度に入院にかかる医事業務を外部委託した後、一部の外来にかかる医事業務を始めとして外部委託としているが、今後においてもさらに拡大することを検討する。									
比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）	他の自治体病院においても、医事業務の外部委託化が進んでいる。									
特記事項 （事業の沿革等）	※DPCとは、入院時の主たる病名別に一日あたりの医療費を算出する方式であり、従来の診療行為を積み上げる方式に比べて、実際の医療コストを確認し、主な病名を判定する為の担当者が必要となる。									

委託・指定管理・補助 対象団体シート（概要説明書）

団体への支出根拠 （選定経過等、支出先の妥当性）	平成17年度以前は2社による競争入札を行っており、主に入院業務と、主に外来業務として、業務範囲を分けて、それぞれ1社ずつが落札していた。平成18年度からは、コスト削減のため一括して委託することとし、毎年入札参加名簿の事業者2社へ入札参加への説明会案内を行っているが、1社からは辞退届けの提出があり、最終的に入札にいたるのは、1社となっている。		
委託料・補助金等 内訳 （22年度決算額）	費目	概要	金額
	委託料	医事業務に要する委託費	125,698 千円
			千円
			千円
	委託料・補助金 総額		

高松市民病院医事業務委託事業

1 医事課業務の概要

- ・受付窓口業務(診察・健診など)
- ・カルテ・レントゲンフィルムの保管および取り出し業務
- ・診療費の会計業務
- ・入院時の説明業務
- ・かかりつけ医からの紹介患者受付業務
- ・診療報酬請求書(レセプト)作成業務
- ・DPC 算定の支援業務

委託済み

- ・院内情報システムの保守業務
- ・診療件数等の各種統計業務
- ・診療費の未収金回収業務
- ・院内情報システム，健診等の契約業務
- ・施設基準届け等の厚生労働省への届出業務
- etc

2 これまでの経過

高松市民病院の医事課業務について、平成4年度までは正職員16人と非常勤職員数名で行っていた。特に診療費の会計業務および診療報酬請求書(レセプト)作成業務については、市職員(正職員)が専門的な研修を受けず業務に従事し、診療報酬に関する知識・能力の不足から、請求誤りが多く、その修正・再請求に多くの時間と労力を要していた。

平成5年度より、医事課業務のうち、会計業務および診療報酬請求書(レセプト)作成業務を始め受付窓口業務、カルテ・レントゲンフィルムの保管および取り出し業務などを、専門業者に外部委託とし、正職員を8人に減員した。

平成6年度以降、外来診療科の窓口業務や入院時の説明業務、DPC 導入による診療費算定支援、また、かかりつけ医からの紹介患者受付業務など、順次委託業務を拡大してきており、平成23年度からさらに正職員を減員し7人とした。

3 業務委託の成果

(1) 平成5年以前の診療費の会計業務および診療報酬請求書との差

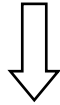
以前 約3%程度(毎月300件程度)の請求誤りによる修正・再請求があった。



現在 修正・再請求にかかる時間・労力は無くなった。

(2) 人件費単価の差(平成22年度)

正職員 一人平均人件費年間 7,601千円



委託費から概算 (人数は業務により流動的であるので平均人数として算出)
一人平均年間委託費 約3,200千円

4 業務委託の問題点

- (1) 窓口でのトラブルについては、対応能力が不足している。
特に未収金回収のための支払い交渉では判断基準・責任問題等で、委託化には問題がある。
- (2) 診療報酬請求制度以外の知識、特に契約方法などについて、判断に迷う事案が発生した場合、正職員が経過の聞き取りと判断を行う必要がある。

5 今後の取り組み等

- (1) 現在、正職員が行っている医事課業務(診療業務統計、未収金回収業務など)について、委託可能な範囲を再確認し、業務委託を拡大する。
ただし、極端に委託業務化を推進すると、正職員が医療事務に関する知識を取得する機会が無くなり、結果として委託業務に対する監査・指導が出来ないことから、業務成果に影響することも考慮する必要がある。
- (2) 外来科の窓口業務についても、看護師が行っている業務量を確認し、業務の委託化が有効であるものについて、業務委託を拡大する。

事業シート（概要説明書）

予算事業名	上下水道局広報紙「みんなの水」発行事業	事業開始年度	平成9年度	
施策事業名	安全で安定した水道水の供給	担当局・部名	上下水道局	
根拠法令	高松市上下水道局広報規程，同局広告掲載要綱	担当課・係名	企業総務課 企画広報係	
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務			
事業概要	事業の必要性・実施の背景	水道局において，平成8年度から取り組んだ水道事業の構造改革のうち，広聴広報体制の充実の一環として，平成9年度から水道局独自の広報紙「みんなの水」を年5回発行している。 なお，平成23年4月の上下水道事業の組織統合に伴い，上下水道局広報紙として継続発行している。		
	目的 (何をどうするために)	上下水道についての必要な情報やお知らせを適時適切に提供し，上下水道事業に対する理解を深めるとともに，事業運営において市民（上下水道利用者）の協力を得るため。		
	目標 (何がどうなれば達成か)	市民（上下水道利用者）が，上下水道事業をより身近なものとして理解と関心を高め，水の大切さや水道水の安全性など，水道についての正しい知識を持ち，事業運営に協力できるまちとなること。		
	対象 (誰・何を対象に)	市民（上下水道利用者）		
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施		
		<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理（委託先又は指定管理者：(株)アドプランター，(社)高松市シルバー人材センター，塩江地区コミュニティ協議会）		
		<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ）		
<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）				
事業内容 (手段、手法など) ※当該事業以下に細事業がある場合は、事業費とともに記載	規 格：A4判，三折り6ページ，フルカラー 用紙については平成23年度から早明浦（さめうら）ダム周辺の間伐材を一部使用。（早明浦ダム：高松市の水道用水の約60%を頼る香川県営水道の水源である高知県のダム。） 発行回数：年間5回（5月，7月，9月，11月，3月） 発行部数：年間735,000部（147,000部×5回） 編集制作：市民がより興味を惹かれ，わかりやすい紙面となるよう，民間のノウハウを利用するため，平成21年度から民間会社に委託している。（21年度にコンペ方式で5社の中から選定し，22年度は同じ業者と随意契約を行った。23年度には再度コンペを行い，3社の中から選定した。） 印 刷：指名競争入札により契約 配布方法：高松市広報紙「広報たかまつ」と同時に配布することから，配布に係る業者等については，業務をより迅速，適正かつ安価に履行でき，契約事務の簡素・効率化を図る点から「広報たかまつ」と同じ相手先と随意契約している。 広告収入：最終ページ下段3分の1に広告を掲載し，広告料収入を得ている。			
関連事業 (同一目的事業等)	・ホームページによる広報 ・パンフレット等の作成 ・水道知ってトーク（市政出前講座）			

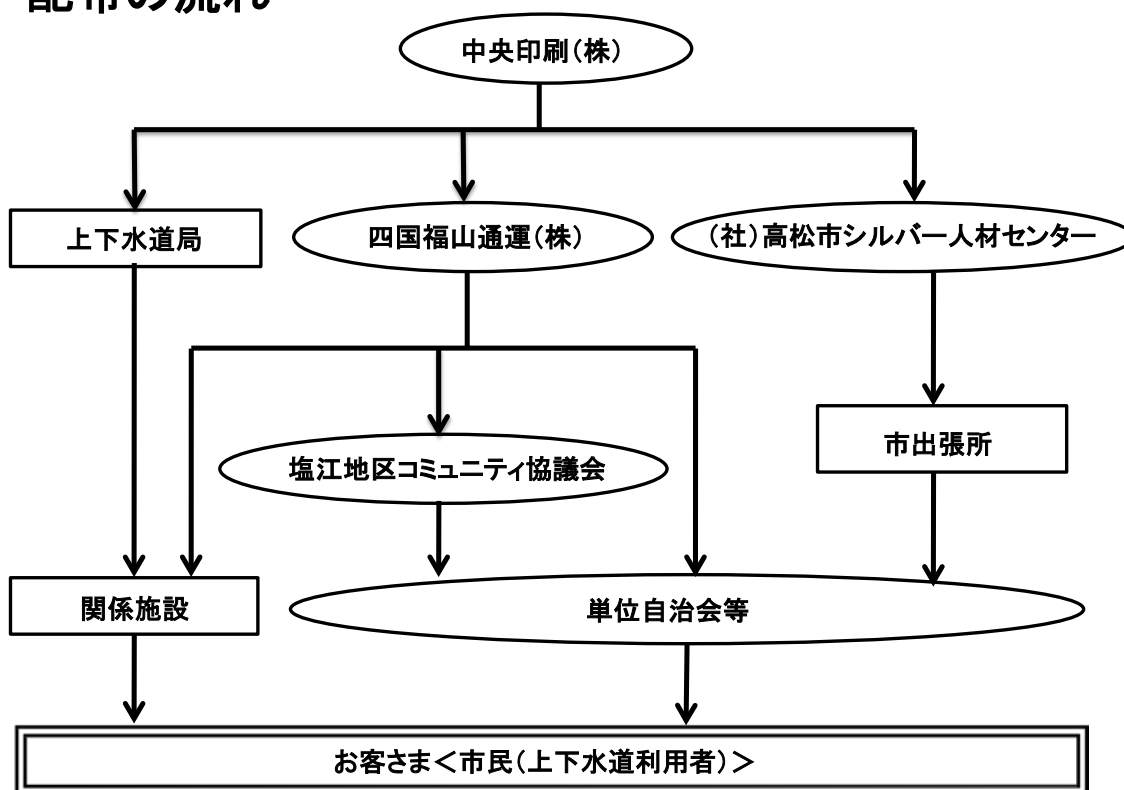
事業シート（概要説明書）

予算事業名		上下水道局広報紙「みんなの水」発行事業				事業開始年度		平成9年度			
		23年度（予算）		22年度（決算）		21年度（決算）		20年度（決算）			
コスト	事業費	通信運搬費	2,622 千円	2,075 千円	2,139 千円	2,065 千円					
		委託料	3,201 千円	2,477 千円	5,700 千円	1,044 千円					
		手数料	4,350 千円	3,454 千円	3,471 千円	3,513 千円					
		印刷製本費	5,403 千円	2,079 千円		2,584 千円					
		その他									
		事業費合計	15,576 千円	10,085 千円	11,310 千円	9,206 千円					
人件費	担当正職員	0.5 人	3,801 千円	0.5 人	3,801 千円	0.5 人	3,801 千円	0.5 人	3,801 千円		
	その他										
	人件費合計	0.5 人	3,801 千円	0.5 人	3,801 千円	0.5 人	3,801 千円	0.5 人	3,801 千円		
総事業費			19,377 千円	13,886 千円	15,111 千円	13,007 千円					
財源内訳	国県支出金										
	地方債										
	広告料収入	480 千円						230 千円			
	一般財源	18,897 千円		13,886 千円	15,111 千円	12,777 千円					
	財源合計	19,377 千円		13,886 千円	15,111 千円	13,007 千円					
事業実績	活動実績	【活動指標名】	年間配布部数	単位	部	H22年度	730,614	H21年度	734,190	H20年度	742,420
		効率指標 (事業費/活動指標)	総事業費 / 年間配布部数	単位	円	H22年度	19.0	H21年度	20.6	H20年度	17.5
	成果実績 (事業目標達成状況)	【成果指標名】	広報紙認知度	単位	%	H22年度	74.3	H21年度	71.5	H20年度	—
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	地方公営企業として、様々な情報を提供することは、企業の説明責任を果たす上で重要であり、紙面についても、概ね良好な評価を得ている。ホームページやマスコミによる広報と併せて、その果たす役割は大きい。										
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	中核市41市のうち、28市において上・下水道独自の広報紙を発行している。										
特記事項 (事業の沿革等)											

委託・指定管理・補助 対象団体シート（概要説明書）

団体への支出根拠 (選定経過等、支出先の妥当性)	当該広報紙は、高松市広報紙「広報たかまつ」と同時に配布していることから、仕分配送業務および配布業務については、「広報たかまつ」の契約業者と随意契約を行った。編集制作については、紙面の継続性の観点から、平成21年度にコンペ方式で選定した業者と随意契約で継続して契約した。		
委託料・補助金等内訳 (22年度決算額)	費目	概要	金額
	委託料	仕分配送業務	823 千円
	委託料	編集制作業務	1,654 千円
			千円
			千円
委託料・補助金 総額			2,477 千円

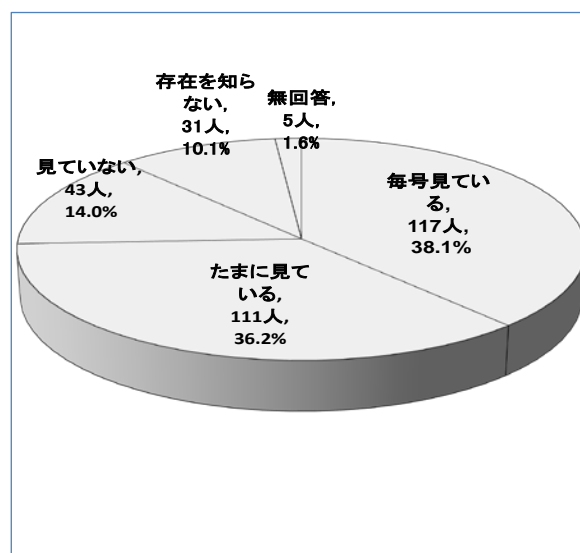
配布の流れ



平成22年度水道週間アンケート

広報紙「みんなの水」を見ていますか？

毎号見ている	117人	38.1%
たまに見ている	111人	36.2%
見ていない	43人	14.0%
存在を知らない	31人	10.1%
無回答	5人	1.6%
計	307人	100.0%



中核市41市のうち、上・下水道独自の広報紙を発行している28市

函館市	水道局だより
旭川市	こんにちは水道局です
青森市	あおもり水道だより
郡山市	こちら郡山すいどう局
いわき市	すいどういわき
宇都宮市	私たちのくらしと水
前橋市	まえばし水道局だより
高崎市	水のめぐみ
川越市	上下水道局だより
富山市	水とくらし

金沢市	YOU5
岐阜市	水のこえ
豊橋市	上下水道だより
大津市	パイプライン
高槻市	高槻の水道
尼崎市	あまがさきの下水道
奈良市	すいどうだより
和歌山市	水道だより
倉敷市	広報くらっぴい
下関市	ウォータートーク

高松市	みんなの水
松山市	ていれぎ
高知市	広報すいどう
久留米市	aura
熊本市	上下水道だよりわくわく
大分市	おおいたの水道
宮崎市	上下水道局だより
鹿児島市	こんにちは！水道局です

紙面の一例

夏の飲み物

安心な水を未来にいつまでも。

今までも、そしてこれからも… 24時間365日 安全でおいしい水をお届けします。

高松市水道局では、お客さまに常に安全で良質な水道水をご利用いただくために、河川などの水源から浄水場、東端の蛇口に至るまで、定期的に水質検査を行い、水道水の品質管理に万全を期しています。

新築カミナリ 浄水場（川島上流）から一歩一歩検査しながら送達し、30分間静置しています。

浄水場水質管理 浄水場では最新の水質検査設備の導入により、24時間水質を監視しています。

水道水質管理 取水する水道管（パイプライン）の水質を定期的に検査しています。

浄水の良質による水質維持 浄水場では、最新のろ過装置を導入することで、浄水に必要十分な水質を維持し、お客さまに安全でおいしい水道水をお届けしています。

水道管の維持管理 浄水場から蛇口までの水道管は、定期的に検査を行い、漏水や水質の悪化を防ぎます。

水道管の検査 安全を守るために、管内の検査を行い、漏水や水質の悪化を防ぎます。

水を大切に作る街「高松市」

みんなの水 第52号

2008年7月1日発行

私たちの街、「高松」の「水」を考えてみましょう。

「安心・安全・おいしい」水道水は、未来にいつまでも。

高松市水道局

http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/691.html

ミネラルウォーターと水道水のミネラルの分析をしてみました。

ミネラル	ミネラルウォーター		水道水	
	A(純粋)	B(天然)	C(純粋)	D(天然)
ナトリウム	29	7	12	11
マグネシウム	3.7	2.2	8.1	5.0
カルシウム	5.8	3.7	10.9	5.5
硬度	29	18	61	35

高松の水は、飲料

ミネラルに大きな差はありません。

ミネラルウォーターと水道水のミネラルに差はあるの？

ミネラルウォーターと水道水、どちらも安全でおいしい水です。

ミネラルウォーターは、天然のミネラルを含み、味がおいしいです。

水道水は、浄水場で処理された水で、安全でおいしいです。

ミネラルウォーターは、味がおいしいので、お飲みやすいです。

水道水は、安全でおいしいので、お飲みやすいです。

ミネラルウォーターと水道水、どちらも安全でおいしい水です。

ミネラルウォーターは、天然のミネラルを含み、味がおいしいです。

水道水は、浄水場で処理された水で、安全でおいしいです。

ミネラルウォーターは、味がおいしいので、お飲みやすいです。

水道水は、安全でおいしいので、お飲みやすいです。

「ミネラルウォーター」と「水道水」の違いを比べてみる。

毎日飲んでも安全であるように、水道水には厳しい水質基準が課せられています。

水道水は、最も安全で安心な飲料水です。

ミネラルウォーターと水道水、どちらも安全でおいしい水です。

ミネラルウォーターは、天然のミネラルを含み、味がおいしいです。

水道水は、浄水場で処理された水で、安全でおいしいです。

ミネラルウォーターは、味がおいしいので、お飲みやすいです。

水道水は、安全でおいしいので、お飲みやすいです。

ミネラルウォーターと水道水、どちらも安全でおいしい水です。

ミネラルウォーターは、天然のミネラルを含み、味がおいしいです。

水道水は、浄水場で処理された水で、安全でおいしいです。

ミネラルウォーターは、味がおいしいので、お飲みやすいです。

水道水は、安全でおいしいので、お飲みやすいです。

事業シート（概要説明書）

予算事業名		学校施設緑化事業				事業開始年度		平成21年度		
		23年度（予算）		22年度（決算）		21年度（決算）		20年度（決算）		
コスト	事業費	報酬	千円		千円		千円		千円	
		委託料	699 千円		520 千円		441 千円		千円	
		需用費	1,673 千円		1,200 千円		331 千円		千円	
		備品購入費	234 千円		693 千円		693 千円		千円	
		工事請負費	12,140 千円		13,780 千円		9,561 千円		千円	
		事業費合計	14,746 千円		16,193 千円		11,026 千円		0 千円	
	人件費	担当正職員	0.2 人	1,520 千円		0.2 人	1,520 千円		人	千円
その他		人	千円		人	千円		人	千円	
人件費合計		0.2 人	1,520 千円		0.2 人	1,520 千円		0 人	0 千円	
総事業費		16,266 千円		17,713 千円		12,546 千円		0 千円		
財源内訳	国県支出金	1,500 千円		16,192 千円		千円		千円		
	地方債	千円		千円		千円		千円		
	諸収入	千円		千円		7,989 千円		千円		
	一般財源	14,766 千円		1,521 千円		4,557 千円		千円		
	財源合計	16,266 千円		17,713 千円		12,546 千円		0 千円		
事業実績	活動実績	【活動指標名】			単位	H22年度	H21年度	H20年度		
		校庭芝生化実施校			校	1	1	0		
	効率指標 (事業費/活動指標)	総事業費 /								
事業成果	成果実績 (事業目標達成状況)	【成果指標名】			単位	H22年度	H21年度	H20年度		
		目標に対する校庭芝生化実施済校の割合			%	28.57	14.29			
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)		<p>校庭の芝生化については、今後も実施校を募集して計画的に進める予定である。普及の遅れている緑のカーテンや壁面緑化等については、実施校拡大に向けた働きかけを強化したい。</p> <p>課題としては、芝生化実施を希望する学校が少ないこと、実施校が増加すると市の維持管理経費が増加すること、経費のあまりかからない緑のカーテンなど、取組みの幅を広げることなどである。</p>								
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)		<p>倉敷市（22年度）：芝生整備－小学校4校 緑のカーテン－小学校63校，中学校26校</p> <p>鹿児島市（21年度）：芝生整備－小学校4校，中学校2校 緑陰空間－小学校7校，中学校4校 緑のカーテン－小学校4校，中学校4校 屋上緑化－小学校1校</p>								
特記事項 (事業の沿革等)		<p>本事業は平成21年度から実施している。校庭の芝生化の県補助金は、23年度で終了する。24年度以降、有効で確実な助成制度がない。</p>								

委託・指定管理・補助 対象団体シート（概要説明書）

団体への支出根拠 (選定経過等、支出先の妥当性)	<p>灌水設備の実施設計委託業務については、3者以上の業者から見積徴取を行い、選定している。</p>		
委託料・補助金等内訳 (22年度決算額)	費目	概要	金額
	委託料	校庭の灌水設備を整備するための実施設計・監理委託業務	520 千円
			千円
			千円
			千円
委託料・補助金 総額			520 千円

■ 校庭の芝生化

高松市教育委員会では、みどり豊かな教育環境を整備し、子どもたちの緑化意識を育み、環境学習の場となる、環境に配慮した学校施設を目指すとともに、次代を担う子どもたちの運動・体力不足を解消し、たくましく心豊かな子どもたちの育成を図るため、平成21年度から、校庭の芝生化に取り組んでいます。

【校庭の芝生化実施校】

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施校	牟礼北小学校	屋島西小学校	屋島東小学校
児童数（平成23年5月1日）	466人	592人	155人
実施面積	4,000㎡	9,000㎡	3,000㎡
初期費用：内訳（千円）			
灌水設備費および土壌改良費	10,001	14,300	
芝生, 肥料, 種代など	332	1,200	
芝刈り機	693	693	
計	11,026	16,193	14,746（見込）
2年目費用	823	1,640	
3年目費用	720	—	
今後の年間費用	700	1,400	600

<H21年度> 牟礼北小学校



- 4月28日 芝生をポットに植え替え
- 6月15日（～7月10日）土壌改良工事
- 6月10日（～8月21日）灌水設備工事
- 6月27日 芝生を運動場に植え替え
- 10月3日 冬芝の種まき

<H22年度> 屋島西小学校



- 5月6日（～6月上旬）土壌改良工事
- 5月25日（～8月20日）灌水設備工事
- 6月8日 芝生を3×5センチにカット
- 6月12日 芝生を運動場に植え付け
- 9月28日 冬芝の種まき

【一般的なティフトン芝の管理】

	芝刈・ 集草	施肥	目砂	エアレーシ ョン	サッチング	除草	手抜き 除草	防除	水撒き	張替え
4月	1回	○	○	○					○	
5月	3回	○					○		○	
6月	4回	○			○			○殺菌	○	
7月	4回	○						○防虫	○	
8月	4回	○							○	
9月	2回	○	○						○	
10月	2回	○			○	○			○	
11月	1回									
12月										
1月										
2月										
3月					○	○				○
合計	21回 以上	6回 以上	1～2回	1回 以上	1回 以上	2回	随時	適宜	適宜	適宜

【学校・地域と行政の役割分担】

項	目	学校・地域	総務課
施工に係る設計・監理	当初 灌水設備費など		●
土壌改良			●
灌水設備工事			●
維持管理用備品の調達			●
目砂，肥料の調達			●
芝生の張り付け	維持管理費など	●	
目砂，肥料の散布		●	
芝刈・集草・処分		●	
エアレーション			●
補修芝張り		●	
除草		●	
水撒き		●	

事業仕分けの基本原則

①予算項目(事務事業レベル)での議論

抽象的な議論や結論で終わらせないために、できる限り細かなレベルの事業を対象に議論する。

②「そもそも論」

過去の経緯や制度に捉われることなく、住民、国民にとってそもそも必要かどうか、必要ならばどの主体が行うか(官か民か、国か自治体か)、ゼロベースから議論をする。

③外部の視点

現場の事業内容や予算の使われ方など行政の現場を熟知した外部の識者、経験者が、仕分け人(評価者)として参加することで、従来の行政内部での議論では出てこなかった論点が生まれる。

④全面公開

誰もが事業仕分けを傍聴できるよう全面公開で行う。
住民に開かれた場で議論することにより、議論の緊張感、結論への責任感が生まれる。また傍聴する住民の側も、事業内容や予算の使われ方を知ることによって行政に対する的を射た批判や信頼感の醸成、そして主体的参画のきっかけとなる。

⑤「事業シート」の作成

事業の目的や事業内容・成果目標などが具体的かつ端的に記載され、統一フォーマットで行政の事業を比較できる「事業シート」を作成する。事業シートの出来如何が深い議論ができるかどうかの鍵となる。

⑥明確な結論

最終的に一定の結論に仕分けていく。
公開の場で一定時間内に結論を出すことで、改革すべき内容が住民、国民にとって明らかにあり、その実現に直結する。また、結論を入り口として、その後の内部での議論を喚起することにもつながる。

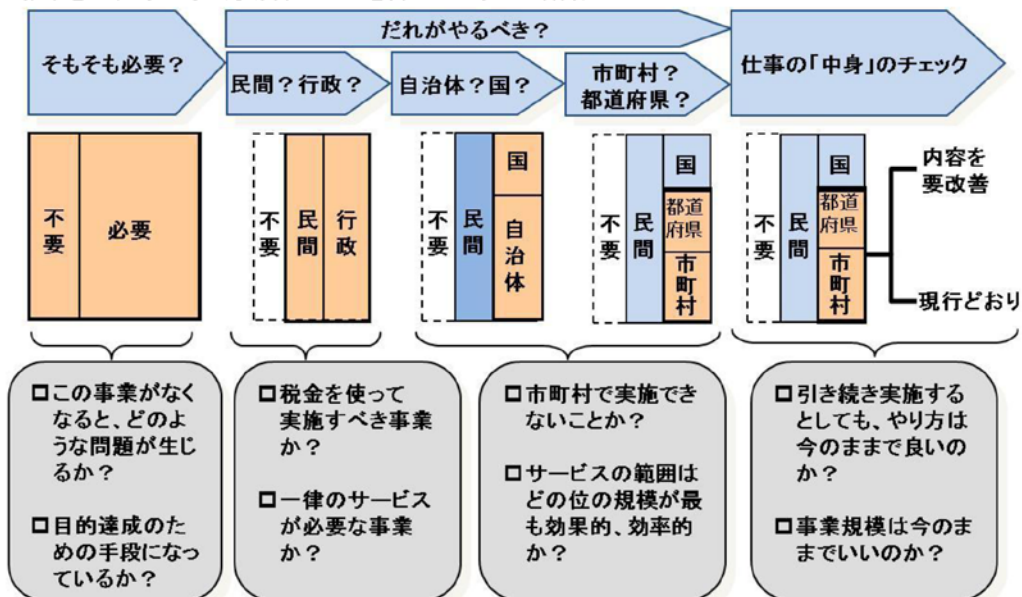
⑦事業仕分けの準備における第三者(事業仕分けの経験があり、利害関係を有しない機関)の参画

仕分け人の選定や公開の在り方、事業の選定を行政のみで行うと、意識的かどうかは別として「お手盛り」になる可能性が高くなる。第三者が入ることによって準備段階から緊張感が生まれ、それが事業仕分けの成功の基盤になる。

「事業仕分け」では、“原則”をしっかり守って進めることが重要

事業仕分けの考え方の流れ

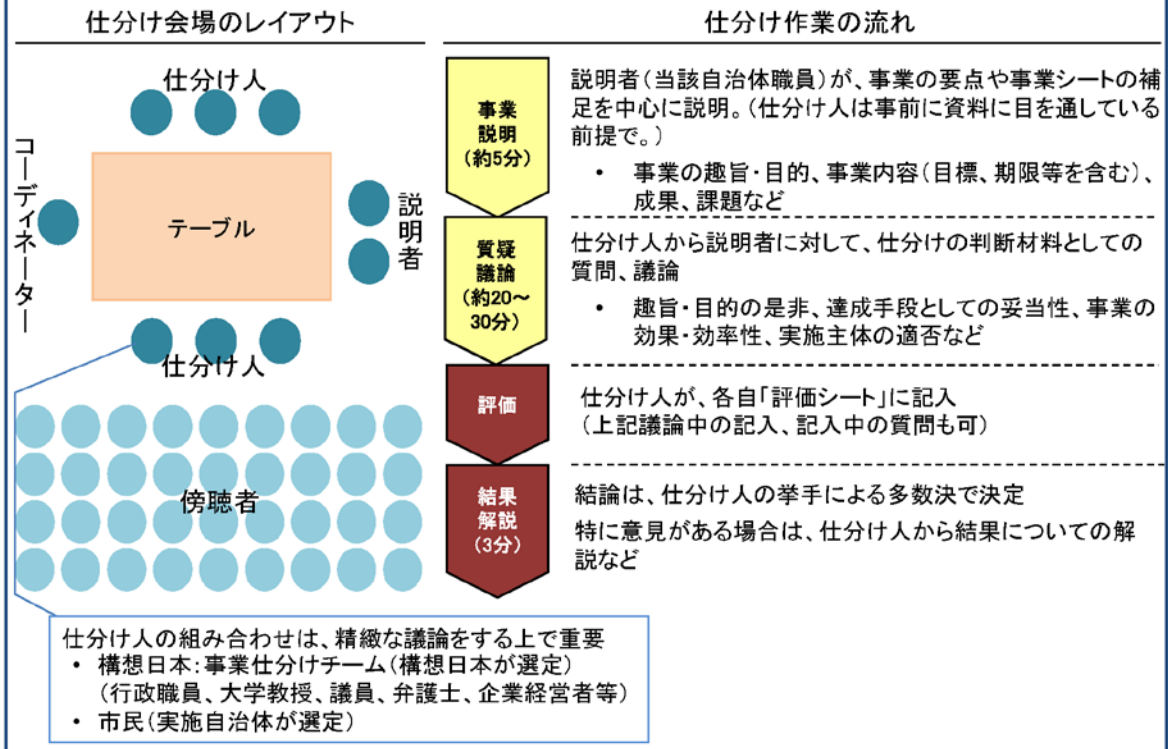
仕分け結果を出す時の考え方(評価シートを書く上で考える順番)



過去からの経緯は「事業の必要性」とは別のこと

- そもそも論が重要で、過去の経緯やしがらみにとらわれると、かえって市民の立場に立った改革ができにくい

事業仕分け当日作業の流れ



議論のポイント

事業仕分けで、よく議論になるポイント

- ・ 行政のビジョンの再確認、自治体の方向性の把握
- ・ 政策目的に合致しているか、目的達成運営手段として有効か
- ・ 効果の検証はなされているか、具体的なデータで確認
- ・ 適正な受益者負担か、受益者、地域の偏在はないか
- ・ 他部署、他自治体、国の重複はないか、広域の視点で
- ・ 将来にわたる費用をフルコストで把握しているか
- ・ 公共施設は全体の最適化を図っているか
- ・ 出資法人等への委託・補助は適正か、民業圧迫がないか
- ・ 市民の自立を阻んでいないか、依存型市民助長ではないか
- ・ 信頼できるデータ、根拠に基づいた検討をしているか

日ごろ意識して仕事をしていれば、普通に答えられること

参考：「事業仕分け」へのよくある疑問や指摘



よくある疑問や指摘	疑問・指摘への答え
「わが街のことや過去の経緯を知らないよそ者に、まともな判断ができるのか。」	<ul style="list-style-type: none">○ 自治体は同じような事業がおおい。他の自治体行政経験が長ければ問題を熟知。○ 外部の眼が入ることで、利害関係にとらわれず、ゼロベースでの議論が可能。○ 市民仕分け人、市民判定人などで地域の声を活かす仕組みを導入。
「公開の場では言えないこともあるのでは。」	<ul style="list-style-type: none">○ 税金の使い道は公開で住民に説明することが原則。○ 公開の場で結論を出すことが、その後の実行を促すことにつながる。○ 公開だからこそ、議論の緊張感、結論への責任感が生まれ、「できレース」も避けられる。
「短時間の議論で結論を出すのは乱暴ではないか。」	<ul style="list-style-type: none">○ 政策議論でなく金の使い方の事実関係のチェックだから短時間でもOK○ 限られた時間での端的なやりとりだからこそ課題が明確になる。○ 仕分けの時間だけではなく事前の準備(資料読み込みや現場視察など)を行った上で本番に臨んでいる。
「『不要』と仕分けられたのに翌年度継続している。事業仕分けの意味がないのでは。」	<ul style="list-style-type: none">○ 仕分けの結論は絶対ではない。結果をどう活用していくかは、首長や議会さらには市民の責任。ただし、結論を覆す時には相応の説明責任が必要。○ 結論と共にその結論に至る議論のプロセスも重要。市民の当事者意識や職員のプレゼン能力向上や意識改革にもつながる。

5

「事業仕分け」が問うこと



基本が大事

「事業仕分け」の内容は、いたってシンプルかつ基本的なこと。

一何事も“基本に立つ”ことが成功のカギー

手を変え品を変え、複雑で難しいことに飛びついても、徒労に終わるのが落ち。

(「行政評価」疲れ・・・)

国民一人ひとりの考え方・生き方を問う

「事業仕分け」は、単なる歳出カット/(誤用されがちな)「リストラ」のツールではない。

行政サービスの具体的な見直しを通じて、税を負担し、また公共サービスを受ける私たち国民の考え方や生き方の見直しと、自治体や国の仕組みの再構築(=本当の意味で言うリストラクチャリング)に向けた議論を行う場でもある。

6

行政の事業仕分け年表 ～構想日本事業仕分け実施一覧～

全事業仕分け		選択事業仕分け									
目的	行政の役割、国と地方の役割を定量化。自治体への国のコントロール(関与・規制)のあぶり出し。	各自治体の行財政改革への貢献。予算への反映(歳出削減)、評価システムの見直し等。									
対象・手法	全ての一般会計事業 ・「そもそも論」に立ち、基本形の5つに仕分け。	予算事業から抽出して実施(20~100事業程度) 現実論を加味し、改善提案も出すように 市民参加型(市民判人方式)の増加 会派が主催する仕分けの増加									
自治体	2002年 2月 岐阜県 4月 岩手県 5月 宮城県 秋田県 高知県 8月 三重県 11月 三浦市 「国と地方の税制を考える会」(10県知事と10市町村長のプロジェクト)とし 2003年 3月 長野県 8月 新潟県 10月 新潟県	2004年 3月 多治見市 12月 横濱市 2005年 9月 横浜市② 11月 千葉県 高島市 2006年 2月 南山市(試行) 8月 熱海市 11月 高島市② 2007年 1月 秋田市(試行) 8月 厚木市 10月 滝川市 11月 久喜市	2月 直方市 大磯町 5月 浜松市 8月 草加市 7月 甲府市 町田市 8月 加西市② 船山市 10月 都賀市 晋志野市 蓮方市② 大磯町② 11月 朝西町 寒川町	2月 ※京都府 大京市 7月 ※横浜市 甲府市② ◆富士見市 藤沢市 大津市② 9月 船山市② 10月 都賀市② 小田原市 高松市 和光市 北栄町 足利市 ※京都府② 11月 静岡県 奈良市 12月 ◆草津市 広島県	6月 ◆高浜市 所沢市 7月 甲府市③ ◆奈良市② 鎌倉市 藤沢市② 稲城市 相模原市 8月 高松市② 浜路市 御井市 大津市② ◆草津市② 大原市③ 沼津市 新潟市② ◆門真市	9月 秋田市 群馬県② 美郷町 茨城県② 土浦市 ◆西街道市 ◆出雲市 10月 龜山市 五島市 都賀市③ 岡成町 ◆佐久市 ◆横浜賀市 足利市② 櫻生市 松阪市	11月 ※さいたま市 ※横浜市② 北栄町② ◆高岡市 岡崎市 ◆越谷市 ◆加西市③ ◆小幡市 ※京都府③ 松戸市 ◆鶴ヶ崎市 ◆大刀洗町 ※宮城県	1月 ※京都府 ◆宗像市 長野県② 4月 ◆寒川町② 6月 高浜市②			
国		自民党: 8月 文科省 9月 環境省 10月 財務省 12月 外務省 各省ODA 政府行政刷新会議(参考)	自民党: 8月 公益法人(文科省所管) 民主党: 8月 国交省 文科省 11月 全庁	自民党: 4月 内閣府・他 6月 規制仕分け	4月 特別会計 5月 独立行政法人 5月 政府系公営法人 10月 特別会計 11月 再仕分け						
	~2003年	~2007年	2008年	2009年	2010年	2011年					
計111回(80自治体)(2011年6月20日現在) ※国での実施を除く。											

「事業仕分け」ロゴマークの意義

事業仕分けの認知度・評価が高まるにつれて、
実質を伴わない名ばかりの「事業仕分け」が急増

そこで……

原則をふまえ充実した事業仕分けを
行った自治体等で共有

「事業仕分けの本来の意味」

私たちの未来をつくるという視点で、現場の声や実情に基づいて事業の必要性や本来あるべき姿を、公開の場で議論する。

「ロゴマークの解説」

事業仕分けの本来の意味に従い、どこまでも住民と向き合って真剣に議論する、そして未来に向けた社会を作っていく。

それは、未来をつくれるか。



事業仕分け

【作成者】 ※事業仕分けの趣旨に賛同し、日本を代表する二人のプロフェッショナルがボランティアで作成

マーク: 森本千絵 氏(アートディレクター)

コピー: 岩崎俊一 氏(コピーライター)

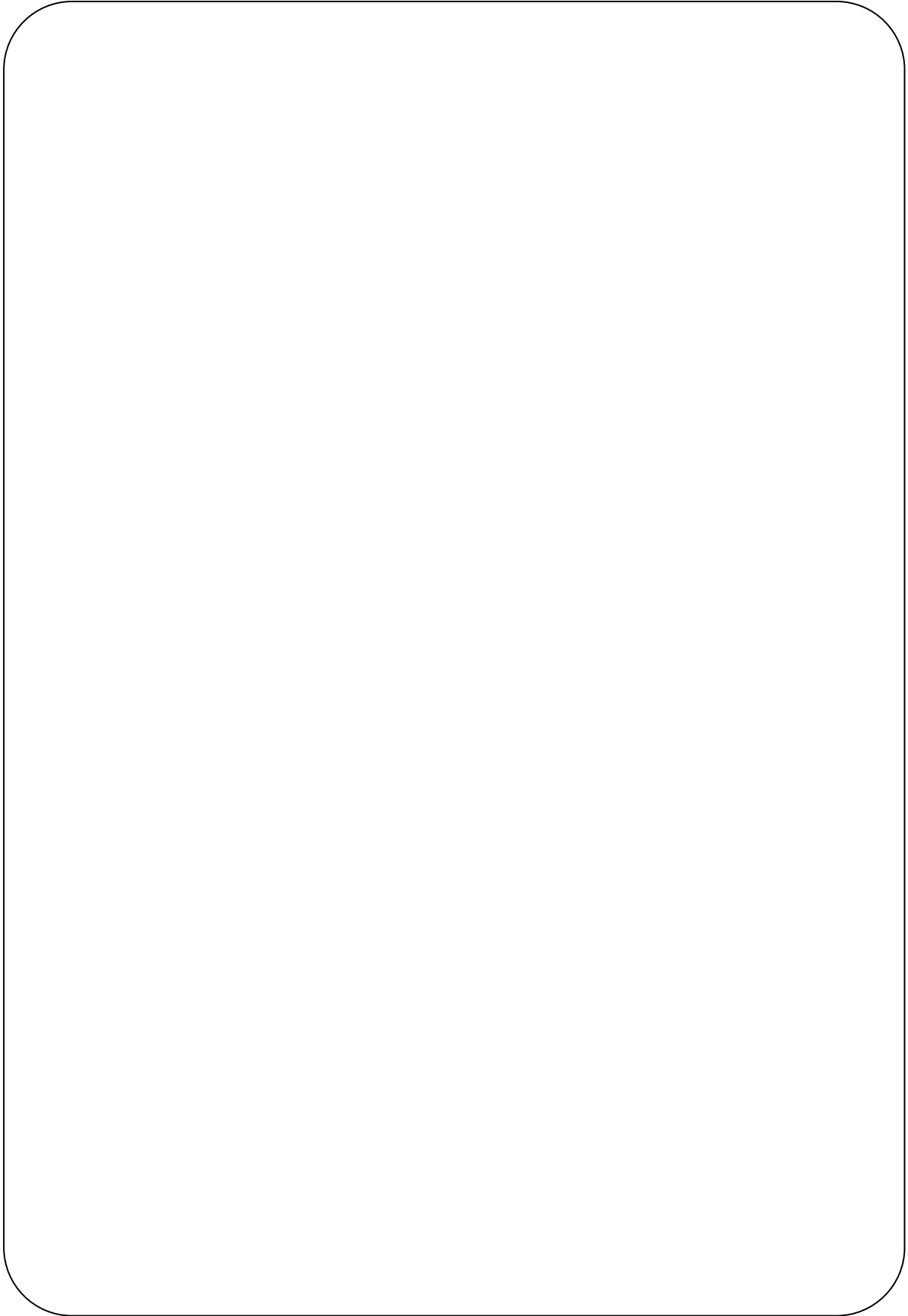
サントリー缶コーヒー「BOSSシルキーブラック」(CM)

Mr.Children(アートワーク)

NHK『江』、『てっぱん』(タイトルや宣伝美術)

「21世紀に間にあいました。」(トヨタ)
「やがて、いのちが変わるもの。」(ミツカン)
「トンボが動いている。人が、何かを生み出している。」(トンボ鉛筆)
「年賀状は、贈り物だと思う。」(日本郵便)

メ 毛 欄



高松市役所周辺案内図



《 交通アクセス 》

- JR高松駅から徒歩約15分
- 琴平電鉄瓦町駅から徒歩約10分
- ことでんバス五番町バス停下車徒歩約1分
- ことでんバス市役所前バス停下車徒歩約1分

《 駐車場のご案内 》

- 高松市中央駐車場（中央公園地下駐車場）
- ※ 市役所1階で来庁証明を受けると、1時間駐車料が無料になります。



高松市の事業仕分けや行政改革に関するお問い合わせ先

総務部 人事課(行政改革推進室)

〒760-8571 高松市番町1丁目8番15号(本庁舎3階)

電話 : 087-839-2160 FAX : 087-839-2190

Eメール: jinji@city.takamatsu.lg.jp